

平成30年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成30年3月8日

招集場所

野洲市役所議場

応招議員

1 番 東郷 克己	2 番 山崎 敦志
3 番 長谷川崇朗	4 番 橋 俊明
5 番 坂口 重良	6 番 岩井智恵子
7 番 津村 俊二	8 番 矢野 隆行
9 番 田中 陽介	10 番 稲垣 誠亮
11 番 山本 剛	12 番 鈴木 市朗
13 番 工藤 義明	14 番 野並 享子
15 番 東郷 正明	16 番 北村五十鈴
17 番 荒川 泰宏	18 番 立入三千男

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山仲 善彰	教 育 長	西村 健
政策調整部長	寺田 実好	教 育 部 長	竹中 宏
総 務 部 長	上田 裕昌	市 民 部 長	田中 理司
健康福祉部長	瀬川 俊英	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	辻村 博子
都市建設部長	小山 日出夫	環境経済部長	遠藤 由隆
政策調整部次長	武内 了恵	総 務 部 次 長	三上 忠宏
広報秘書課長	北脇 康久	総 務 課 長	長尾 健治

出席した事務局職員の氏名

事 務 局 長	大藤 良昭	事 務 局 次 長	辻 義幸
書 記	吉川 加代子	書 記	佐敷 政紀

## 議事日程

### 諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午前9時00分

### 議事の経過

(再開)

○議長(矢野隆行君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

出席議員は、18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、昨日と同様であり、配付を省略しましたので御了承願います。

(日程第1)

○議長(矢野隆行君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第18番、立入三千男議員、第1番、東郷克己議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(矢野隆行君) 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

発言順位は、昨日と同様、一般質問一覧表のとおりであります。

順次発言を許します。

それでは、通告2号、第13番、工藤義明議員。

○13番(工藤義明君) おはようございます。

13番、工藤です。本日、一般質問の通告書を4件出させていただいております。これに沿って質問等をさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

まず、国道8号バイパスの法線変更等についてお伺いいたします。

この件につきましては、前回、昨年、第6回定例会の質問におきましても、オリベスト敷地内のアスベスト処理についての質問をさせていただきました。その中で、七間場自治

会の皆さんと国交省の話し合い経過の議事録を要請させていただきまして、この文書の提出をいただきました。ありがとうございました。

また、この内容から新たな問題点等が浮き彫りになったというふうに判断をさせていただきまして、以下、5点の質問をさせていただきます。

まず1点目、平成29年11月18日に提出されました8号バイパス計画に示された法線変更は、どのような経過を経て22メートルも七間場団地側に寄ったのか。なお、そもそもこの法線変更提案というのはどこから出てきたのかを問います。よろしく願います。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、工藤議員の1点目の御質問でございます、国道8号バイパス工事に絡みます法線変更の提案についてということで御質問をいただいております。お答えをさせていただきます。

平成24年2月に設立をしました、栗東市、守山市、そして本市の沿線自治体で構成しております国道8号野洲栗東バイパス整備促進期成同盟会では、本地域の現国道8号が経済発展とともにインフラのストック効果が発揮されているものの、許容交通量をはるかに超える慢性的な交通渋滞が発生しておりまして、その影響で企業の輸送能力が著しく低下しているとともに、幹線道路のみならず、狭い生活道路にまで通過車両が進入することによって、交通事故の多発や生活環境の悪化等、地域住民の生活に深刻な問題が生じているということから、これらの状況を改善するためには国道8号野洲栗東バイパスの整備が必要不可欠であるとしまして、早期完成を強く求めているものでございます。

こうした中、昭和57年度に事業化をされまして、平成12年度に都市計画決定がされてはいたものの、事業が動いていなかった国道8号野洲栗東バイパスが同盟会の取り組みに応じて、早期供用に向けまして事業が動き始めたものでございまして、平成36年度には国体が開催されることを踏まえまして、その2年前の平成34年度を全区間供用開始の目標年次としまして、国土交通省に要望しているところでございます。

また、国土交通省は、約束はされてはおりませんが、こうした沿線地域自治体の要望を聞き入れていただく形で、事業の早期実現を図るための検討をこれまでされてきました。その中で、本計画道路の法線上にある事業者の移転が大きな課題として取り上げられてきました。

具体的には、平成26年度以降に工場の移転に係る本格的な検討を始めてから、当該事業所の工場は1ライン100メートル以上の長さで、途中で分割することができない製造ラインが5ラインございまして、1ラインの移転に2年程度の期間を必要としまして、全体で最大10年の期間が必要であるということが判明をしました。これまで、工場を全面移転する計画として取り組まれてきましたが、本事業を実施する上での事業スケジュールを考慮しますと、移転するラインを少なくすることが大きな課題と再認識されたところでございます。

そのため、これまで事業の工期を短縮させるための方策を検討いただいておりますが、この課題を解決するための方策としまして、平成12年に都市計画決定をされた現道路計画の法線の中で法線調整をし、2ラインを残すことにより、約4年間の工期を短縮することができる検討結果が提案されました。

また、法線の調整につきましては、側道や本線に出入りするためのランプなど、関連する道路との交通安全上の検討並びに沿線生活者への環境面としての騒音や振動、大気等の影響もあわせて検討されたところでございます。なお、法線調整の提案につきましては、沿線自治体の強い要望を受けて国土交通省からされたものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 今説明を、過去の分をしていただきました。この内容については、ここまで私どもが手にした資料とほぼ同じ内容ですが、ここまでの前回と同じように、この22メートルの法線変更というのが、やはり今の答弁内容にもあるように、あくまでもこのオリベストさんの意向というものが重視された内容と。七間場の住民の皆さんの意見、特に心配をされてたのが、このオリベストさんに一番近い場所に住んでおられる方、こういった方の意見というのが今回のこの法線変更に組み込まれてない。

全体のこの七間場の皆さん、これは東西と言ったほうがいいんですかね、非常に七間場のこの住民の皆さんの地域の格差が、非常にこの自治会の中でもあることも承知してます。オリベストさんに近い住民の方、それと中間地帯におられる方、さらに国道8号側に近い方、それぞれの皆さんの意見に相当な温度差がございまして。

例えば、オリベストさんに近いところに住んでおられる方は、やはり今回のこのバイパス問題に非常に深い関心を持っておられます。しかし、国道8号に近い方、この方たちはやはりオリベストさんよりも反対側にあります、例えば砂利工場とかそちらのほうに深い

関心を持っておられて、オリベストさんの話をしても、そうかそうかで余り関心を持っておられない、こういう現状の中で現在話し合いが行われてると、また、自治会の中でもこういう話が行われてるということを承知しています。

しかし、内容としては、住民のこの意見というのを最優先していただきたいというのが、やはり住んでおられる方の意見ではないかと。今回の施政方針にも書かれてますように、定住促進を目指した跡地利用や住居環境の確保というものがはっきりとこうやってうたわられてるわけですから、やはり住居環境というのを大事にしていきたいというふうに思います。

今の答弁の中にありましたように、今回のこの22メートルの法線変更というものが、県とオリベストさん、こちらの話し合い重視で住民の皆さんの声が余り届いてない。そういった中で、先ほど言いました住居環境を守るという点から、市としても当然ここに関与していただきたいというのが住民の皆さんの、実は意見なんです。しかし、ここまでのことを聞いていますと、これは県とオリベストさん、それから七間場の自治会というふうに話し合いがされて進められるということで、市のほうがどうも傍観してるというふうにし受け取れないんですが、市としてどのような立場で、この22メートル変更の件を受け取っておられるのかお聞きします。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 今の法線変更は本当にしてないです。経過は本当に、都市計画法の決定というのは厳格なものですから、その中で部長が説明しましたように、工事をできるだけ早く、もうそんなもん30年ぐだぐだやってる工事ですからね。それと、私は、七間場への配慮は十分してくださいというのは当初から言ってます。単純にオリベストのためじゃなくて、ここまでおけている工事をできるだけ早くと。

オリベストの事業所に、今、部長が言いましたように5ラインあるらしいんですけども、1ライン動かすのに2年かかると。工事で1年で、あと認証を受ける調整のために1年ということで、1ライン2年、10年かかるわけです。たまたま1ラインだけは、本来は中で動かそうと思ってたのを、東近江市に持っていきましたから4ライン残ってるわけです。それでも8年かかる。野洲市としては、できるだけ早くという要望を言ってますし、あと守山、栗東も同じことを要望しています。

その解決策として、平成12年に確定した都市計画決定の範囲内で、いわゆる現場合わせとしての調整をすることによって、事業の進捗を格段に図れるという提案でしたので、

当然、住居への配慮はしていただいて、騒音とかさまざまな環境配慮もクリアするのであれば、野洲市としても工期が短くなるというのであれば賛成しますという中でやってもらってます。当然、地域の説明というのは、まず国交省が当然、一番情報を持っていてやるべきものですから、そこは最大限委ねてますけども、市としてもそういう前提であって、決して住居を無視してるとかそういうことはございません。

同じようなことをやったのが、小中小路のあそこの、もともと民間企業の社宅のところに今おうちが建ってます。そこもかなり気の毒な状況なんですけども、可能な限り同じやり方で、法線は変えないで少し住居から離してもらおう。それでも、住居の地先のところまで御協力いただかないといけない状況になってます。

ですから、大きな計画を動かしたというよりは、いわゆる現場合わせの中で双方に一番いい形でということですので、決して住居ぎりぎりにとか緩衝緑地を壊してとかいうことじゃなしに、計画決定の中でということでしたので、野洲市も決して傍観してるわけではなしに、これほど事故の多い、渋滞も厳しい、そして国にしても何年も時間がたったら、ここまできた工事が途中でとまってしまうおそれもあります、いろんな状況の中で。ですから、勢いのある間にやってほしいということで、了解をして進めております。

あと、地域には丁寧に、あとのアスベストも含めて、決して妥協するつもりはございません。それよりも、野洲の場合は、本当にこれだけの道路を三十何年もなぜこんなことをほっといたかというぐらいのことなので、ですから何が何でも乱暴にやるつもりはないですけども、貫いてきちっとやると。

それともう一つ申し上げますけども、もともとあそこは工業地域だったのを、ちょっと経緯は不明ですけども、町が関与して、かなり問題があったのを住居地にしたということでありまして、確かに厳しい場所です。ヒラカワさんから中国塗料から三共までが、本来は全部工業で都市計画決定を打ってあったのが、途中でひっくり返してます。だから、工業と工業の間に住宅地ができているという厳しい状況です。ただ、今住んでおられる方が問題ではないですけども、そういう中で最大限環境とか安全に配慮した施工をしてもらいたいということで、まちは望んでおります。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 経過というのは、今、市長がおっしゃったとおりだと思います。私も、この8号の開通が早いこと、バイパスですけども、していただきたいというふうに思います。しかし、自治会の話し合い等で不満が出てる声というのは、この当初の計

画が示されてきて今回、昨年11月18日に出されたこの法線変更、そこで大きく変わってる点が、途中で説明がなかったということで、やっぱり住民の方が不満を漏らしておられるんですよ。ですから、その辺のやっぱ説明というのは余り丁寧にされてなかったのかなというふうに、実は解釈をして今質問をさせていただいています。

それで、心配されておられるのが、この工事中における騒音、粉じんがこの22メートルも団地側に寄ったということで、当初の計画よりもこの問題が大きく出てくるのではないかという懸念が示されて、質問をされても、まだこれから検討、例えば防じん対策やら、工事中のですね、そういったことがこれからやというようなことが述べられてたということで、不満がちょっと出てるということをおし上げておきたいと思います。

2点目、同じようにこの七間場団地内では、バイパス対策委員会というのも何かつくられているというふうにお聞きしています。これに関しては、市との会合も行われてると。これは市長もおっしゃってますように、住民の皆さんと、住民の皆さんとの話し合いを十分行ってきているということの中の1つだと思いますが、議事録が交わされているということをお聞きしてるんですけども、この議事録の内容というのをなかなか住民の皆さんのほうにも徹底できてないということをお聞きしています。

そこで、議事録の提出をお願いしたいというふうにお聞きしたいと思います。

そこで質問ですけども、そのバイパス対策の委員会の中でも、この22メートル団地側に寄るということは示されていなかったのでしょうか、問います。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、2点目の御質問でございます、七間場のバイパス対策委員会との会合についてということでお尋ねでございますので、お答えさせていただきます。

七間場のバイパス対策委員会との会合につきましては、平成27年7月28日の協議以降、当該対策委員会からの出席要請もなかったことから、会合には出席をしておりません。対策委員会における議事録の提出については、求められるものに応じて情報提供をさせていただきます。

また、法線調整の件につきましては、昨年11月18日の事業説明会のときに初めて、七間場自治会の住民の方に示されております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 議事録を提出していただくということでお受けしてよろしいんですね。

○都市建設部長（小山日出夫君） はい。

○13番（工藤義明君） ありがとうございます。

このバイパスの話し合いにつきまして、前回の私の質問した後にお願いをして要請をしてたんですが、次の話し合いのところでは、傍聴させていただくように配慮していただきたいと要請をしていました。

しかし、昨日聞きましたところ、この土曜日、3月の10日にまた話し合いが行われるということをお聞きしましたけども、そこには私どものほう、私自身は傍聴できるんでしょうか、お聞きいたします。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） 説明会の傍聴の件でございますが、今回の説明会の対象につきましては国や市が決めたものではなく、自治会との調整により自治会員を対象とさせていただいたというものでございますので傍聴のほうはできないと、このように判断しております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 当然、市当局も出席をされるということもお聞きしているわけですが、前回に、先ほど申し上げましたように、ぜひ傍聴させていただきたいという要請をしたことにかかわらず、3月10日に実施されるということも、今回私どものほうには連絡もなかったということでは大変遺憾に思っています。ぜひ、傍聴ですから聞くだけなのに、なぜ参加ができないのか、他地域やから参加できないのかということでは、ちょっと不満がまだ残っております。ぜひ自治会のほうにもお願いをしたいと思います。

なお、自治会のほうには、この3月いっぱい新しく役員交代がされます。4月の1日から自治会長が交代されるということもお聞きしています。私個人としても、次の新会長のほうにはこの傍聴ができるようにはお願いをしていきますので、ぜひ当局のほうもその件をお願いをしていただきたいと思いますというふうに思って、次の第3点目に移らせていただきます。

3点目、代替用地の工業用地の総面積とバイパス通過によるオリベスト株式会社が売却される予定面積の比較提示をお願いしたい。これは、ただ資料だけで、実際、工業予定地のほうについては資料のほうにありますので結構なんですけども、売却される面積、オリ

ベストさんがですね、これをまた後でも結構なので、資料の提出をちょっとお願いしたいというふうに思ってます。

これはお願いだけで、資料だけ提出していただくということで、次の4点目に移らせていただきます。

今後も七間場自治会の総意が最も重要であるというふうに思ってます。国交省任せにしているということはないということも、先ほど市長からもありましたけども、市として国交省とオリベスト側に偏ることなく最大限、市民の皆さんの支持を得られるというような努力をお願いいたします。この点ではもう一度聞きますけど、いかがでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 当然です。ただ、道路を早く通すということは市民に受益がありますし、でも当事者の地域にとっても最大限いろんな影響が緩和される。これは七間場だけではなくて、さっき申し上げました小中小路もそうですし、一番とっかかりのこの事業所も移転をしていただかないといけないという、丸々お店とか事業所も移転していただかないといけませんので、そういったこと全て、全線にわたって配慮してます。

決して国の肩を持ったり、ましてやオリベストさんの肩を持つというものではないんですが、でもオリベスト事業所も昭和40年代から立地して、地域貢献、地域の方も働いておられます。その大規模移転というのは本当にすごいことです。事業所、本当でしたら丸々移転をしてもらわんとだめなんですけど、できるだけ影響が少ないようにということでやってるわけで、決してオリベストさんの配慮をしてるわけではなくて、市内の事業所が健全に事業をしていただきながら協力していただけるようにということなので、どこの肩を持ってるとかは全く予断も偏見もございません。

それと、先ほど、オリベストさんのライン、もう1ラインを東近江と言ったんですけど、ちょっと事情があって持っていけないみたいですから、やっぱり10ラインの移設になるということですから、できるだけ短縮ということで、先ほど。

○13番（工藤義明君） 10ラインです。

○市長（山仲善彰君） ごめんなさい、5ラインありまして、10年かかる。5ラインあって10年かかると。その前提を、できるだけラインを移設少なくして進捗を図るということです。

それと、先ほど、新しい工業団地のレイアウトは、さきの全協で図面をお示ししませんでしたかね。

○13番（工藤義明君） できてます。新しい工業団地はいただけてます。

○市長（山仲善彰君） そうですね。

○13番（工藤義明君） ええ。オリベストさんのほうの売却される予定面積を知らせていただきたい。

○市長（山仲善彰君） ちょっとそれまでは、まだ向こうのことですからね。出せるかどうかです。

○13番（工藤義明君） じゃあ結構です。

○市長（山仲善彰君） それはオリベストさんと国との補償関係ですから、こちらはそれに従って6ヘクタールと言われたのですが、向こうが2ライン、ラインを残すからどれだけの土地が出るかどうかの情報提供は、きのうの野洲病院と同じことで、民間企業のことですから出せないのではないかなと思います。

○13番（工藤義明君） わかりました。

○市長（山仲善彰君） それともう一つ、先ほどの会議の公開なんですけど、私は強く求めてますけども、国のルールは当事者以外にはお知らせをしないというルールなので、国が持つ話し合いについて、私もかなり強硬に全てオープンにと言ってますが、かなり限定的になってます。今の国会を見ていただいてもわかると思いますけども、まだまだ情報開示が弱いんです。従来から全て明らかにしてほしいと言っても、なかなか明らかにならないです、いろんな会議が。

私が参加してる場合はほとんど、この今のオリベストとか国8だけじゃなしに、川の会議とか道路の会議を公開してほしいと言っても、国の制度ではそこまでは公開しませんと言ってますので、決して市が認めてるわけではないんですが、国が主宰として持つてる会議の公開については厳しいと思います。

これはまた党としても、もっと国でやっていただかないと、国の汎用ルールがそうなってますから。

おくれてるんです。本当におくれてます。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 質問内容が多くて時間が足りないかもしれないので走ります。

5点目に、アスベストの安全性問題について問います。

昨年答弁で、国交省への万全を期しての安全対策を要望する旨がありました。その後

の経過がどのように推移をしてるかお尋ねします。

また、団地の皆さんの中にはいまだ、まだ安全性に不安をもっておられる方が現実におられます。そこで疑問は、平成18年7月21日にオリベスト株式会社で取り扱っていた製品保管場所の調査結果が資料として出されていますが、内容について市の見解は当時、団地の皆さんへ出されたのかということをお尋ねします。お願いします。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、5点目の御質問でございます、アスベストの安全性についてということをお尋ねでございますので、お答えさせていただきます。

先ほどからお話に出てますように、3月の10日に国において事業説明会の実施を予定されておりまして、アスベスト処理の検討の進捗状況を説明していただきまして、今後も道路用地内のボーリング調査等を行うなど、含有物質を明らかにしまして、所管する滋賀県の指導に基づきましてアスベスト対策の検討を進められ、当然のことながら、近隣住民の方々の御理解を求めて対応していただきます。

なお、平成18年7月21日の説明会につきましては、国道8号野洲栗東バイパス事業とは全く関係がなく、オリベストさんにより開催がされまして、アスベスト埋設物について報告をされたというものでございますが、当時の市の見解につきましては、その場で七間場自治会さんのほうに対し示しをさせていただいております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 済みませんね。もう少し中身を細かく聞きたいんですが、時間がなくて、最後に意見として申し上げておきますけども、今回の法線変更による内容で不満が出てる声の中には、市のほうもお聞きだと思いますが、企業側のいろんな情勢の変更、工場の変更、これは一時的に金銭的やら問題が発生しますけども、実際問題になってます七間場の住民の皆さんにとっては、一生そこで生活をしていくということでの影響があるということで、この点を十分理解をしていただきたいということを最後に申し上げまして、次の2点目に移らせていただきます。

2点目、コミュニティセンター及び公共施設の問題についてお聞きします。

バリアフリーの充実について、市内のコミセンにおきまして、ホール会場出入り口に約10ミリ程度の段差が生じていますが、なぜこのような構造になっているのかを問います。各コミセンの調査をしましたが、全て同様の構造といたしますか建築です。2月、コミセ

ンみかみのホール会場利用時に、たくさんの方がその段差につまずいておられました。中でも、70歳の男性はつまずき、転ばれ、周りの方が手助けされる始末でした。幸い、けがまでには至らずでしたが、危険です。

当局の認識をお伺いします。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中理司君） 皆さん、おはようございます。

工藤議員の2点目、コミュニティセンター及び公共施設について、1つ目でございます。バリアフリーの充実についてにお答えのほうをさせていただきます。

コミュニティセンターの大ホール出入りに段差がある、まずこの理由でございますが、大ホールについては、研修会や総会、また音楽会、演奏会等が行われますので、そういった関係で、その機能からその目的を考えまして、音の侵入、漏れを防ぐ必要があることから、大ホールの出入りに防音ドアを設置しております。遮音効果を高めるために、構造上、施工上、若干の段差があるというような状況になってございます。

したがいまして、構造上段差を解消することはできませんが、つまずかれるなどの可能性があるということは認識しておりますので、出入り口のドアに段差の注意の張り紙、また段差解消用の簡易なスロープ、こういったものを設置して対応していきたいなというふうに考えてます。

三上のコミセンにつきましては、手づくりでございますが、既に段差解消用のスロープを設置してございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） ありがとうございます。

先日申し入れましたので、早速対応していただいたことに関しましては感謝申し上げます。

次、2点目ですが、コミセンの和室の問題につきまして、和室の利用につきましては利用者の平均年齢が非常に高いということを伺っています。座椅子の数が少なく、参加者の方からはやっぱり不満が出ております。

そこで、現在の数量で十分か認識をお伺いいたします。

また、この問題について、既に計画があれば示していただき、なければ早期の対応を要請いたします。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中理司君） 2点目の和室の座椅子の件でございます。

コミュニティセンターにおけます和室の設置につきましては、設計、建設時点でそれぞれの利用の目的を持って和室というものを設置してございます。したがって、備品についても、その利用の目的に沿ったもので設置、配備がされております。ただし、昨今の高齢化の進展に伴い、その需要に応じて、コミセンのほうで和室に座椅子を数脚程度用意してございます。また、和室を会議で利用することもございます。会議用の椅子、机を用意しているところもございます。ただし、定数分を用意するという事は、若干、その収納に関して問題がございますので、ちょっと現実的ではないというふうに考えております。

コミセンに関しましては、用途に応じてさまざまな部屋が整備されており、利用者がその目的や人数に応じて部屋を御利用していただいております。市といたしましては、座椅子に関しまして相当数の配置がなされてると考えておりますが、今のところ、すぐに新たに購入してということは考えておりませんが、指定管理者がいろいろと運用上の状況を把握しておりますので、その実勢に応じて適正な配置をするように努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） コミセン利用につきましては、コミセンの座椅子の数量については資料もいただいておりますけども、やはり会場に5個、6個という平均が置かれてますね。それらを集めて、例えばたくさんの方が利用されるときにはそこに持っていくとかいう対応と思いますけども、ぜひ数をちょっと増やしていただくようお願いをしたい。仮に、例えば小篠原の公民館におきましては、市からの補助もいただいて現在70脚が用意されてます。あそこでたくさんの方が一度に利用できるというようなことで、非常に喜ばれてるということも紹介をしておきます。

3点目で、コミセンの篠原についてお伺いいたします。

現在、障害者の駐車スペースがこの篠原だけに設置されていないという現実があるわけですけども、これがなぜなのか。玄関前に1台分を設置しようと思ったら、そのスペースはあります。また、駐車場のスペース区切り用の白線が現在全て消えております。今、市としても大幅改修というものが控えてるということはあるにしても、長期間この対策がされてないと。

この事例というのは、図書館の駐車場も同様であります。先日は、隣同士の争いが事件になりそうになりました。これは、車同士が接近し過ぎて、帰ろうとした方がドアがあげられないということで、ちょっと言い合いが起こったということもあわせて紹介しておきます。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中理司君） 篠原のコミセンについてでございますが、身体障害者用のスペースでございますけれども、篠原のコミセンにおきましては、運用上、玄関の前に、1台分のスペースを確保いたしまして、運用上はそこを身体障害者の方のスペースとして位置づけて使用をしております。ただし、路面標示とか看板がなくて利用者にわかりづらい状況のため、今もう既にカラーコーンの設置か路面のシールがございますので、そういったもので標示をできないかということで検討を進めております。

まずこれが1点ですね。

そして、消えている駐車場の区画線でございますが、これは大規模改修時に整備のほうを行っていききたいというふうに思っています。そのときには、障害者の方だけでなく、妊婦の方も御利用いただける思いやりスペースの標示というものを、福祉滋賀のまちづくりを目指してという、こういった平成16年に制定された条例もございますので、こういった形で仕様に盛り込んでいきたいなど。そして、路面の標示、看板の設置も行いたいなどというふうに考えております。

また、図書館でございますが、図書館の駐車場は今年度、標示のほうは10台分を実施しております。また、残りの分についても対応する予定で現在のところ進めております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 篠原については、今おっしゃっていただいたことをぜひ早急に実施していただけるようにお願いします。

次、3件目に移らせていただきます。

歩道及び車道の白線と安全対策について、市内における歩道及び車道には安全対策のため白線が引かれています。皆さんの中でも気がついておられるはずですが、国道、県道、市道にかかわらず、多くの地域においてその白線が消えているのを見かけています。安全対策面、また美観上からも具体的計画を求めさせていただきます。

消えかかっているのは、市としても暗いイメージだというふうに思いますので、これはだらしなさをあらわすのではないのでしょうか。

こういったことを冒頭に申し上げまして、さらに、ここまで点字ブロックの早期対応を前回お願いをしてました。これには、早期対応をしていただいたことには敬意をあらわしておきます。

まず1つ目として、担当部署は市内の状態を把握されているのかをお伺いいたします。特に、横断歩道の白線、これは安全確保最優先ということで対応を行うべきではないでしょうか。

以上。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、工藤議員の大きく2点目でございます、3点目でございます。

歩道及び車道の白線と安全対策についてということの中の1点目でございます。市内の状況の把握についてということで御質問いただいております。

まず、この1点目の、市内における歩道や道路、特に横断歩道における白線状態の把握についてということでございますが、市道管理の担当課である道路河川課におきまして、白線の状態は道路パトロール等により日常的に把握に努めております。道路上の白線には、道路管理者が設置をします区画線、中央線や外側線などがございますが、これと公安委員会が設置をします道路標示、停止線や横断歩道などがございます。この2種類に分かれてございます。

道路管理者の設置する区画線では、自治会や市民からの通報や要望、または月1回実施をしております道路パトロールによりまして、区画線の状態を確認している状況でございます。現在、危険度の高い交差点や交通量の多い道路のセンターラインの復旧を優先に、平成28年度から平成34年度までの7カ年計画として、区画線の修繕工事を行っているところでございます。

一方、横断歩道につきましては公安委員会が管理者でございまして、見えにくい箇所や消えかかった箇所、特に、具体的には半分以上消失しているところでございますが、こういった部分が確認されれば、生活安全課を通じまして速やかに公安委員会に対し修繕依頼を行っておりまして、停止線や横断歩道等の復旧を実施してもらっているところでございます。

また、野洲市通学路交通安全プログラムによります通学路の安全性をさらに高めることを目的にしまして、来年度から横断歩道の白色との間にグリーンベルトを引く予定をしております。この対策によりまして、今まで以上に横断歩道を通過するドライバーの注意が、意識が高まりまして、歩行者の安全度がさらに高まるということが期待されるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 特に横断歩道については、注意をさせていただいてるというのをお聞きするんですけども、やはり対応というのを早くしていただくということを最優先に行っていただきたい。ほかの白線と違って、やはりこの横断歩道っちゃうのは非常に危険をはらんでるということで、お願いをしておきたいというふうに思います。

2点目としてお聞きします。

歩道の凹凸が非常に危険な箇所というのはたくさんあります。この点を把握されているのかを問います。

また、具体的箇所といたしまして市民の方から指摘を受けていますのは、アルプラ前の歩道です。市民の方や自治会から、年間でどれだけの苦情や要請が届いているのかをお尋ねします。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、2点目の御質問でございます。危険箇所の把握、苦情や要請の状況についてということでお尋ねでございます。

市内の歩道全ての危険箇所の把握はできておりませんが、歩道の凹凸につきましては、道路管理者によるパトロールによりまして、段差や陥没箇所が発見されれば簡易合材等により補修を行っている状況でございます。また、自治会や市民さんからの通報がございましたら、直ちに現地を確認の後、修繕を行っているという状況でございます。

御質問のアル・プラザ前の歩道におきましても、歩道の陥没やインターロッキングブロックの破損を確認しましたので、市の作業員による補修を完了いたしました。

また、市道に関する苦情や要請につきましては、平成28年度では、市民さんからは20件、自治会からは25件の合計45件、平成29年度2月末時点では、市民さんからは29件、自治会さんからは37件の合計66件となっている状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 苦情の数量、数字を今言っていたわけですけども、これらの苦情に関しては、何か具体的にその苦情があったところには返答はされているのでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） 苦情の返答ということでお尋ねでございますが、自治会さんからは要望書という形で要望のほうをいただいておりますので、それに対してお答えをさせていただきます。それと、すぐに対応できるものであれば、現場を確認の後、その場で簡易的な補修で行っている状況でございます。

それと、市民さんからの通報でございますが、お名前がわかる場合でしたらお返しはできるんですが、匿名で要望される場合もございますので、そういった場合はお答えができないという状況ではございますが、そういった声を無視することなく、すぐに対応することを常に心がけて対応させていただいてるという状況になってございます。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 今、自治会のほうにはちゃんとお知らせしてるということで、個人の方は確かに匿名では無理ですからね。こういう苦情には極力温かい気持ちで応えていただきたいということを申し上げておきます。

3点目といたしまして、県道からアルプラへ入る三差路、ここにつきましては現在、歩行者の方とのニアミスが毎日のように続いております。市内で最も危険な箇所というふうにも言えるのではないかと考えてます。過去からも、この場所には信号の設置というのが望まれていますけども、なぜこの問題が実現しないのかを問います。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中理司君） 工藤議員の3点目でございます、県道からアルプラへ入る交差点のところですね、の信号機の設置でございます。

県道の野洲停車場線から市道の中畑小篠原線の交差点、こちらのほうの信号の設置の実現については、我々市といたしましても交通量が非常に多いということで、買い物客、特に高齢者の方ですね、が横断がなかなかしにくいということで、平成16年度から毎年、守山警察署に対しまして、交通の信号機の設置の要望のほうを提出しております。ただ、

そして、その中でよくお話をいただいておりますのが、県下の財政事情が厳しいとの説明を受けておきまして、特に今年度におきましては、信号機のLED化、こちらのほうを推進されましたことで、滋賀県下の新規の信号機の設置は5カ所、守山署管内では信号機の新規の設置はないという状況を聞いております。

そしてもう1点なんですけれども、信号機の設置に関しましては、交通安全対策の観点から、交通渋滞を起こさない、一定の交通の流れを確保するという観点からも設置の検討をされております。したがって、当該交差点の信号機の設置でございますが、県道野洲停車場線と市道8号線の交差点の信号機から130メートルと非常に距離が近く短いことから、交通の流れの確保の観点からはなかなか難しいというふうなことも考えられます。

県内の信号機の設置の場所の優先順位とか、なぜここに信号機が設置できないかということは、滋賀県の警察本部のほうの判断となりますので、こちらのほう御理解いただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） ここが危険な場所であるということは、たくさんの方が認識していただいているというふうに思います。多分、自治会からも似たような要請が出てくるかと思えます。この件につきましては、確かに新幹線の下からの信号から距離は近いということでのことは過去からもずっと聞いてるわけですけども、現実には、あのアルプラを利用される方が駅側から右折される。そのときに、右折だまりのところに車が5台、6台と並んだときに、駅側から直進で8号へ抜けようとする、この車に乗っているときに非常に危険なんです。

なぜかという、その右折だまりに車が並んでると、あの横断歩道から人や自転車、これが出てくるのが全く直前まで見えない、そういう危険な状態です。それで、あの場所については、こんなことを申し上げたら非常に怒られるんですけども、実際に死亡事故等が起こらない限り信号がつかないのかというようなことも、実は近所の方も申されてます。私どももそう思ってます。ですから、そういう大きな事故、不幸が起こらない間に、ぜひその公安委員会のほうには、あの信号についてはこれからも、つけていただくように強力に申し入れをしていただきたいというふうに思います。

次に移らせていただきます。

4件目、アル・プラザ野洲の駐車場変更について。

平成30年2月20日付にて環境経済部商工観光課より表題の資料が提出されました。このことで周辺住民の方に聞いて回っても、新聞折り込みに全く気がついてない、また、新聞を購読していないのでこの話は初耳だ、よって説明会に参加したくともできなかったと。アルプラもそうですが、野洲市も何も知らせてくれないなどと強い、実はお叱りの言葉をいただきました。さらに、自治会にも、アルプラ側からは正式な知らせはなかったということでした。

そこで、下記のことを問います。

1、該当する駐車場の所有者はアルプラで、飲食店棟を建設する予定が三菱UFJリース株式会社ということであるのかどうかを確認させていただきます。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 議員の皆様、おはようございます。

工藤議員の、駐車場の所有者はアルプラで、飲食店を建設するのが三菱UFJリース株式会社、この確認ということでございます。

まず初めに、御質問のこの冒頭言われました、新聞折り込みに気づかず、あるいは新聞を購読していないので説明会に参加できなかった、また、野洲市は何も知らせてくれないなどお叱りを受けた、そういうところでございますけれども、ちょっとこの理解では、このやりとりの中で答弁させていただきましてもちょっと全くかみ合わない、そのように思っておりますので、改めてこの件についての制度、手続と関連しながら、今回の経緯について少しお時間をいただければと思います。済みません。

まず、県に今回のような変更の届けがあったときは、まずは県が責任を持って速やかに、事項の概要、届出年月日及び縦覧場所を公告するとともに、一定の添付書類を公告の日から4カ月間縦覧に供しなければなりません。公告自体は平成29年12月22日、滋賀県公報といいましても官報のようなもので、なかなか皆さんが目に触れるというのではないと思っておりますけれども、それに掲載され、そして縦覧場所については県の2つの課と、そして本市の商工観光課が県より指定されたところでございます。要は、商工観光課の場所を提供しているところでございます。

変更に係る意見につきましては、県は周辺の地域の生活環境の保持の観点から、市の意見を聞かなければならないと定められておいて、住民、商工会などは県の公告に基づいて意見書の提出により意見を述べるものと定められているということでございます。いずれもその提出先は県の中小企業支援課で、期限は4月、縦覧届ですけれども、4月23日でご

ございます。市の意見は、できる限り3月の全協で御報告する予定で、その上で提出させていただきたいと思っております。

なお、2月2日に開催されました平和堂の説明会でございますけれども、これも法令に規定されたものでございます。要するに、市民等へのお知らせなど、県が責任を持って運用する制度であるということでございます。

特に気になるというか、冒頭の御意見にもありましたように、特にこの一連の手続の中で最も重要なのは、法の手続を開始するための情報である公告ということでございます。したがって、県が広く住民等に周知する、周知できる方法をとらなければならないのですけれども、今回の県の公告手続からしますと、実質的にはアル・プラザ野洲の半径1キロメートルですね、限定的な新聞折り込みチラシ、聞いてますのは主要5紙2,900部ということでの周知で、これは県が判断した結果に基づくものでございます。

しかし、これでは不十分だということを考えまして、市独自の対応といたしまして、急遽市の広報のやす3月1日号及びホームページに縦覧・意見募集の情報を掲載することとしたわけでございます。つまり、県からお願いもありませんけれども、県の情報提供の補完をしているということでございます。議員が、野洲市は何も知らせてくれないとお叱りを受けられるという理由は、全くないということでございます。

以上、ちょっと冒頭説明でお時間を使いました。ありがとうございます。

それでは、1点目の御質問にお答えいたします。

飲食店の建設等開発に関しては、三菱UFJリース、あるいは平和堂とも、いずれも担当課の商工観光課には協議、相談もいまだにありませんので全くわかりませんが、2月2日の説明会に参加した市職員から聞いたところ、第2駐車場の開発についてはその参加者が質問されまして、主催者側から現段階では全く未定であると、そういった回答がされたと聞いております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 次、2点目に移させていただきます。

アルプラ建設時に、ここを開発するときには、野洲市との交わした契約と申しますか、話し合いの中身が記録されてるというふうに思っています。

この内容を開示していただくということを求めさせていただきます。

特にこちら、私どもが知りたいのは下記の2点で詳細をお聞きしたいというふうに思い

ます。

現在、駐車場をなくそうという地図がここに示されていますが、その場所にはアルプラパークという名称で公園ができてます。この公園も、この計画図ではなくなっているわけですが、この公園そのものは非常に、周辺の方や買い物ついでの利用者がたくさんおられるわけですが、ぜひこの公園問題については、市としても県またはアルプラのほうには、このまま存続をしていただくということを要請をお願いしたいというふうに思います。

その件、いかがでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） 続きまして、2点目の御質問でございます。アル・プラザ建設時に交わした内容に関する御質問ございました。

先ほど、環境経済部長からの答弁のとおり、今回の届けに際して市の意見形成を行ってるところでございまして、それに関し、過去の経過も含めまして現在調整中でございますので、一連のことにつきましては改めて市民の皆さんや議会のほうに報告をさせていただきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） おっしゃってることはよく理解できるんですが、ぜひ、この公園につきましては存続をできるということを強く、また市としても要請をお願いしたいというふうに思います。

最後に、3点目といたしまして、12月14日付で市に対しての意見照会が求められていますが、提出をされておられましたら、この提出内容を求めさせていただきます。

また、この件がなぜ2月20日まで報告がされなかったかを再度お伺いをさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 3点目の、市に対しての照会についての提出内容ということ、そして2月20日まで報告されなかった理由は何か、そういうことでございます。

この意見照会における提出内容ということなんですけども、その文書内容は、市に対して、先ほど言いました4月23日までに市の意見がある場合は、そのまま言います、合理的理由を添えて意見の申し出をお願いするということと、変更の届け出の公告日である去

年の12月22日から4月23日までの4カ月間、縦覧に供してほしいというお願いの文書でございます。したがって、提出内容につきましては、現在、市の意見を集約しているところでございます、意見がまとまれば議員の皆様にご報告し、その上で提出させていただきます。

次に、2月20日まで報告されなかったのはという御質問でございますけれども、本来ですと、議員は先ほどの制度、言いましたけれども、全協で知っていただくということではなくて、県の公告手続で知っていただくと、こういった制度でございます。ただ、議員も全然御存じなかったということから、冒頭にも言いましたように、県の公告の方法が結果的には十分ではなかったのかと、そのように思っております。

市の担当課であります商工観光課においても、県が運用主体でありますことから、縦覧場所の提供と県に市の意見を集約して提出すると、そういった認識だったのでございますけれども、組織として事の重大性を認識いたしましたのは、説明会の開催のチラシですね。議員もおっしゃられたそのチラシです、を見てからで、速やかに資料をつくって、直近の2月20日の全協で御報告した、こういったところでございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） この問題につきましては、今説明を受けた内容、この件を実は平和堂の開発部、これは本社のほうだと思っておりますけれども、こちらのほうにも先日問い合わせして、今、遠藤部長おっしゃっていただいた内容を確認させていただきました。

そこで、こちらのほうとしては、一応住民からの意見やということで申し上げてきた内容を申し上げますと、平和堂としては、地元の皆さんに説明会をこうやって開きたいという経過だけを残した。現実には4名プラス1名で5名しか参加してなかったということをお聞きしてはおりますけれども、平和堂さんとしては、たった5名の参加者だけでも説明会は終わったということにされるんですかと。地元の方は、この問題をほとんど知らない。特に、この駐車場に面した、隣接してる方々が知らないということで、平和堂としては余りにも無責任ではないんですかと。

追加の説明会等を住民の方に知らせる、または地元の自治会に知らせて、再度説明会を開くようなことをしないんですかということで、昨日も話し合いをしてきたところですが、残念ながら、平和堂さんは、いや、もう説明会は行いましたと、今のところ追加の説明会をする予定はありませんというようなことをおっしゃいまして、何か、ただ手続だけ

をしたらもうそれでいいという声が、昨日の担当者の方の意見でした。

私自身がこういう今回発言してるのは、何も駐車場をなくす、そこに仮にも飲食店ができる、このことだけに反対をするということでの発言ではございません。隣接してるところから申し上げますと、何か飲食店がもしできるとしたら、地域の方にとっては、また、先ほどのオリベストさんと同じように、一生のつき合いをしていくということになります。仮に飲食店ができるということになれば、駅の北口にたくさんの飲食店が今できておりますけれども、飲食店ができてのしばらくの間は、飲食店のおいというのは余り気にならない。逆に、ええにおいやというふうに感じる。しかし、1カ月、半年、1年とたったら、そのにおい自身が非常に苦になる、そういうことの話も実は聞いています。

ですから、計画をされていく前にどういう内容かというのを、やはり地元の方は知りがあってということも昨日も申し上げてきましたし、地元のほうはそういう心配事があるということで今聞いているということを御理解を願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（矢野隆行君） はい、御苦労さまです。

○市長（山仲善彰君） ちょっとよろしいですか。

○議長（矢野隆行君） じゃあ追加説明で。

山仲市長、説明、追加で。

○市長（山仲善彰君） ちょっと正確に情報を知っていただいたほうがいいと思いますから、何かしこりが残るといけませんので。

経過はまさに部長が言ったとおりですが、もともと第一発見者は私なんです、前も言いましたように。朝、新聞をとりに行ってチラシを整理しようと思ったら出てきたので。市役所に持ってきて、誰か知ってますかと言ったら誰も知らなかった。実のところは、商工観光課には通知が来てたんですが、単に縦覧場所を貸したらいいぐらいの認識と、大きな問題じゃないから意見は要らないぐらいに思ってたので、部長も知らなかったみたいです。それは本来県が全てやることということです。

急遽資料を求めて県にも確認させたら、かなりいいかげんなことで、半径1キロでいいということでやってるみたいです。本来はもっと丁寧に、市役所にも来て、市の広報に、12月だったら2月の広報でも載りますからお知らせしてほしいというふうにするべきなんです、できるだけこそっとやりたかったということだと思います。

それと、制度からしますと、建物所有者がやるということになってるので、今おっしゃった企業の問題ではないわけです。事業の公告、駐車場をなくすという公告と、そしてから説明会をやるというのも公告をしないといけないんですが、公告をするのにかえて、県は事業者チラシ配布で認めてるという。ですから、その事業者の問題というよりは、私の姿勢とか県の仕組みに大きな欠陥があると思います。チラシをちょっと配つといたらいいですよという、ひどい話だと思います。本当に私も不信感。朝の新聞でチラシを見て、ほとんどの職員が知らないやり方でこれほど大きな問題が出てくるというのが、そもそも県の責任。

それと、今回は駐車場を除外するというので、七百何台を四百何台とかなり減らします。それだけのことなわけですね。それだけのことなんです。でも、今までじゃあなぜ700台あったのかというのを内々問い合わせても、はっきり県は言わないんです。今回の台数でいいと思ってるから公告させたということで、これも全く根拠がわからない。

それともう一つは、今おっしゃったように、除外するところに飲食店と書いてあるんですけど、これは本来書くべきことではないんです。次の事業の許認可ですとか開発の中で書くべきことなので、本体の大規模小売店の駐車場が700から四百何十台になります、それでいいですかというだけの話なのに、あそこにこそっと飲食店と書いてます。

飲食店といっても、今御心配のようにさまざまあります。どういう形態か。だから、これは別途、また市なり市民なりの御意見を聞くべきなんですけど、これを見過ごしてしまうと、あのとき書いてあったじゃないですかと。これはもうすごいずるいやり方なので、本来書かなくていいことまであそこに書いてあるわけです。意見は飲食店には言えないんですけども、駐車場が減ることについてしか言えない。これは今、滋賀県は本当にどうなってるのか。

また、これも含めて次の全協で、さっきの公園のことも私も見てびっくり、まず私もびっくりしました、塗ってあるから。これも、土地開発基金じゃないんですけども、旧の野洲町が絡んで、もうこんがらがってるんです、実のところは。あの公園の位置づけもそうですし、道路も含めて。事業者も、一方的に悪いわけじゃなしに、旧の町も絡んでかなり複雑な構造になってるということが今回わかりましたので、次回の全協で、今全部、意見形成と経緯を調べてますので、全貌を御説明する予定です。

○議長（矢野隆行君） よろしいですか。

○13番（工藤義明君） はい。ありがとうございました。

○議長（矢野隆行君） 御苦労さまです。

暫時休憩いたします。

（午前10時12分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第3号、第11番、山本 剛議員。

○11番（山本 剛君） おはようございます。

第11番、山本 剛です。あすからいよいよパラリンピックが始まるということで、私も楽しみにしているところであります。

第1件目の質問に関しましては、障害を持った方に関係をする法律について質問をさせていただきます。

それでは、障害者優先調達推進法の活用について質問をいたします。

平成25年4月1日、国等における障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律、いわゆる障害者優先調達推進法が施行されました。この法律は、障害者就労施設等で就労する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体等が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的に購入することを推進するために制定されました。そして、障害者の経済的な自立を促すため、国や自治体に対し、障害者就労施設などへ優先的・積極的に物品や業務を発注する努力を求めています。

省庁や地方公共団体などの長は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成し、各年度の終了後にはその実績を公表することが義務づけられました。発注先は、公的な障害者就労施設、在宅就業支援団体のほか、障害者を多く雇用している民間企業も含まれています。

対象となる事業者の条件については、厚生労働省が定め公表しています。また、具体的な発注内容に関しては、弁当、部品などの購入、制服、備品などのクリーニング、施設の清掃作業、名刺や封筒などの軽印刷、パソコン入力、ウェブページ作成など多くのものが挙げられています。

行政側は、毎年度、調達の基本方針を明らかにし、実績も公表しなければならないとされています。野洲市においても、この法律の施行を受け、野洲市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を定め、この法律の具体化に取り組んでおられます。

平成29年6月1日付の、野洲市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

では、障害者就労施設等が供給する物品等の調達目標として、以下のとおり記載されています。

平成29年度に本市が達成すべき優先調達の目標を次のとおり定める。優先調達の目標額60万円以上、個別目標、種別調達目標額、役務提供、清掃・除草作業45万円、物品等の購入、印刷物関連10万円、食品類5万円。

そこで、3点質問をいたします。

まず1点目ですけれども、調達方針では、調達実績については翌年度の5月末までに概要を取りまとめ、ホームページ等により速やかに公表するとされていますが、平成30年1月末日現在での実績について教えてください。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕昌君） 山本議員の障害者優先調達推進法に係ります調達の実績について、平成30年1月末日現在の実績を申し上げます。

清掃・除草の役務提供として約79万円、弁当やポケットティッシュ等の物品等の購入として約34万円、合計約113万円となっております。

以上、お答えとします。

○議長（矢野隆行君） 山本 剛議員。

○13番（工藤義明君） 今教えていただきましたように合計113万円ということで、目標額も、今の時点でもう既に目標額の倍近いような数値が出されております。恐らく、年度末では目標額の倍を突破するのではないかなということで、非常に積極的に取り組んでいただいているということの評価をいたしたいというふうに思いますし、実際、作業所等の現場では、やはり仕事が欲しいという声はどこでもお聞きをしていますので、引き続きこの取り組みの強化を推進していただきたいというふうに思います。

それでは2点目ですけれども、平成30年度の調達方針では前年より高い数値を示され、さらなる活用を図られると思いますが、そのことについてのお考えを伺います。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕昌君） お答えいたします。

調達方針を定める前段といたしまして、予算編成方針説明会、これは年度当初に行うんですが、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に進めるよう職員に案内してございます。その上で、実績等を踏まえまして、平成30年度調達方針を策定いたしまして、優先的な調達を今後も進めていきたいというふうに考えてございます。

なお、数値に関しましては、今申しましたように、実績等や発注の見込みも考えまして総合的に決めておるところから、必ずしもその前年比何パーセントアップというような発想ではないことを申し添えます。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 山本 剛議員。

○11番（山本 剛君） ありがとうございます。

具体的な数値については、ちょっと今の段階ではお示しをいただけないということですが、先ほどお答えいただいたように、前年度、今年度ですね、おきましては数値のほぼ倍の金額が達成できるであろうというような見込みから、平成30年度におきましてそれをまた上回るような数値の設定をしていただけたらというふうに思いますし、このことにつきましてもしっかりと取り組んでいただいておりますので、期待をいたしたいというふうに思っております。

それでは、3点目の質問でございます。

一昨年は4月に障害者差別解消法が施行され、障害者差別の撤廃の実現に向けて大きなはずみとなりました。障害者差別解消推進法、障害者差別解消法、それから障害者優先調達推進法、この2つの法律をてこにして、障害者撤廃に向けての野洲市の考えを伺います。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（瀬川俊英君） それでは、障害者差別撤廃に向けての考えについての御質問にお答えをいたします。

本市では、障害者優先調達推進法の施行に伴いまして、市内の障がい者就労施設等が供給する物品等の需要の増進等を図る調達方針により取り組みを進めてきたところでございます。また、障害者差別解消法の施行に伴い、障害の有無により差別を受けることなく、個人の尊厳が重んじられた生活を保障していくために、市職員対応要領の作成や、あるいは市の相談体制、紛争防止体制の検討と整理、関係機関への情報提供の場の確保等取り組みを進めてきたところでございます。

こうした取り組みは、障害のある人の自立と社会参加を促進していく上での環境整備といたしまして重要であるものと考えることから、早期から取り組みを進めてきたものでございます。こうした取り組みを進めることで、障害者の人権を尊重した共生社会の実現につながるものと考えてございます。

○議長（矢野隆行君） 山本 剛議員。

○11番（山本 剛君） 今のお答えをいただいたように、本当にやっぱり個人の尊厳というのが、私は最も尊重されるべきものであるというふうに思っております。

今、部長にもお答えいただきましたように、障害のあるなし、あるいはほかのことでもそうなんですけれども、いかなる違いがあっても個人としてその尊厳を保たれる、そういったことが重要であるというふうに考えておりますし、その実現に向けまして、今お答えいただいたように、相談体制とシステムも構築をしていただいているということで、そのことを、そういったシステム等を活用しまして、今お答えいただきましたし、私も前の一般質問でも質問しましたように、やっぱり共生社会の実現、その実現を目指していきたいというふうに考えておりますし、皆さんとともに力を合わせて共生社会の実現を目指していきたいというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいというふうにお願ひをしまして、1件目の質問を終えたいと思います。

続きまして、2件目の質問でございます。

2件目は、部落差別解消推進法についてであります。

平成28年12月に、部落差別の解消に関する法律、いわゆる部落差別解消推進法が制定、施行されました。この法律のまず目的では、次のようにうたわれています。

第1条、この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って、部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、これを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とするというところで、現在もなお部落差別が存在するということが明記をされております。

そして、情報化の進展に伴って、部落差別に関する状況の変化が生じていることというのは、インターネット上の部落差別を指しています。これまでの差別書き込みだけでなく、復刻版全国部落調査発行事件のように、全国の被差別部落のリストをつくって販売した事件であります。これには地名だけでなく人名まで記載がされており、著しい人権侵害であるとして裁判になっております。被差別部落住民やその出身者だけでなく、地域総合センターの所長等の名前まで書き上げてあり、許しがたい部落差別であり、人権侵害であります。これは差別の確信犯ということでもありまして、ヘイトスピーチを行っているよう

な団体と同様の性質を持っているようなものであるというふうなことが言えます。

また、この法律では、部落差別撤廃に向けて、国及び地方公共団体の責務、相談体制の充実、教育及び啓発、そして部落差別の実態に係る調査を挙げています。

平成28年11月、人権センターを活用した新野洲市発達支援センター整備の取りやめについてが説明されました。新野洲市発達支援センターとして整備されないことが決まったのであれば、人権センターは部落差別解消推進法の具体化の拠点とすべきと考えます。人権センターは、もともと隣保館として建設され、後には第二種社会福祉施設として位置づけられていました。そういう経緯を踏まえ、人権センターは部落差別解消推進法具体化の拠点として活用されるべきと考えます。

そこで、3点について考えを伺います。

まず1点目、野洲市における部落差別の実態について、どのように受けとめておられるのか伺います。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕昌君） まず、答弁の前に、先ほどの障害者優先調達推進法のところで、私は予算編成方針説明会の開催時期を年度当初と言ってしまったみたいで、正しくは秋に行っております。おわびして訂正申し上げます。

それでは、部落差別解消推進法に係ります御質問にお答えをいたします。

まず、野洲市における部落差別ですが、最近では平成28年度に2件の差別落書き、1件の差別発言があったことを確認しております。以前から部落差別等の周知啓発を行ってききましたが、いまだに差別落書き、差別発言があることや、野洲市ではないですけども、インターネット上での書き込み事件など、間違った情報が拡散されていることから、潜在的な部落差別はまだまだ存在するというふうにとめております。

○議長（矢野隆行君） 山本 剛議員。

○11番（山本 剛君） 市が把握しておられる中でも3件の事件があるということで、これも恐らくまだ未集約のものもあるのではないかなというふうに思いますし、未集約の部分につきましては、早急に集約できるように取り組みをお願いしたいなというふうに思いますし、今お答えいただいたようなネット上のものについては、もう恐らくこれは数値といえますか、件数として把握することはもう恐らく不可能ではないかなというふうに考えてます。それぐらい多く書かれているというふうに考えております。

そしてまた、今は部落差別の実態ということで、差別発言等についてお答えいただいた

んですけれども、やはり当該地域におきましても、やはり実態的な差別、就労でありますとか教育でありますとか、そういった部分についても残念ながらまだ数ポイント以上の格差があるということも、御存じかと思えますけれども申し添えておきたいというふうに思いますし、その格差の解消、解決についても取り組みをお願いしておきたいというふうに思います。

それでは、2点目ですけれども、部落差別解消推進法につきまして、市民や職員、教職員、企業、事業所等へはどのように周知をされたのか伺います。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕昌君） まず、市民の方への周知ですが、広報や市のホームページで法施行の周知を行ったところでは、また、昨年9月2日に部落差別解消推進法についての同和問題講演会を開催しましたほか、2月24日に開催した人権尊重を目指す市民のつどいを初め、各事業、講演会などの機会を捉えては、同法を紹介するチラシを配布し周知に努めてまいったところでございます。

また、今後におきましては、全戸配布予定の「すてきなまちに第14集」、あるいは「女（ひと）と男（ひと）とのつどいだより」に同法の趣旨や概要を盛り込んでいるほか、同法制定のチラシの各戸回覧をお願いし周知する予定でございます。

次に、職員への周知でございますが、庁内電子掲示板に法律の成立について掲載したほか、各職場の研修推進員や人権施策推進員を対象に、同法を含めた人権研修を10月4日と5日に実施しております。

教職員への周知につきましては、各校より集めた人権・同和教育主任会において、校内での研修の実施を指示したところでございます。同法第5条2に明記されているとおり、必要な教育及び啓発を行うよう努めていく所存でございます。

企業、事業所への周知ですが、昨年6月15日に開催した市企業人権啓発推進協議会基礎研修会で各企業から50名の参加があり、同法施行を盛り込んだ人権・同和問題研修を行っております。また、7月が事業所内公正採用選考・人権啓発推進強調月間となっております、それに合わせて市職員141名が127事業所を訪問し、働きかけを行っております。また、その訪問時に、雇用、就労や就職困難者等について、関係する代表的な法令等に、この法律制定についても記載した資料を配布しておるといったところでございます。

昨年8月5日には、野洲市企業人権啓発推進協議会、野洲市教育委員会、野洲市人権教

育推進協議会の共催による野洲市人権教育研究大会が開催されまして、全体会では部落差別解消推進法についての講演をいただきまして、市職員、市内校・園の教職員、各企業から457名の参加があったところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 山本 剛議員。

○11番（山本 剛君） ありがとうございます。

市民の方に対しては広報やホームページ、それから講演会、あるいはいろんな催しでありますとか、あるいはそのチラシや冊子の配布ということで周知をいただいていると。そしてまた、職員の方に対しては電子掲示板や研修等の活用等、そして教職員の方については主任会等で周知をしていただいているということ、そしてまた企業、事業所に対してもいろいろな機会を通じて、また事業所の訪問時に法律の啓発ということで、しっかりと取り組んでいただいているということで、心強いというふうに感じております。

また、法律というのはもう何でもそうなんですけれども、皆さん御承知のように、できたから終わりというようなことではなしに、それをいかに活用するかということが肝要でございます。そういう意味で言いましても、この法律につきましても、まずはこういう法律ができたということを知っていただく、そういった意味で周知というのは私は非常に大事であるなど。周知をしていただいて、そしてそれをどのように活用していくのかということが問われているというふうに思っております。

周知の面についてはきっちりと取り組んでいただいているということで、今後も取り組みを継続していただきたいというふうに思いますと同時に、今後は活用の部分に力を入れていっていただきたいということで、2点目の質問を終えたいと思います。

それから、最後、3点目の質問でございます。

人権センターを部落差別解消推進法具体化の拠点として活用することについて、市の考えはいかがでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕昌君） 人権センターですが、人権センターは人権相談に加えて、部落差別を含めたさまざまな差別に関する教育や啓発、部落差別事象への対応などの取り組みを行っておりまして、これからも部落差別は当然のことながら、あらゆる差別、貧困、児童虐待を含めた、人権が尊重され、差別のない明るい社会の実現に向けた市全体の拠点であるというふうにとらまえております。

それから、なおですが、現在の人権センターは市の公共施設の今後のあり方を検討している建物になってございまして、一旦中断した発達支援センターの移転も視野に入れながら、有効的な利用が図れるよう再編を検討してるところでございます。

○議長（矢野隆行君） 山本 剛議員。

○11番（山本 剛君） あらゆる人権の拠点ということで、おっしゃることは非常によくわかりますし、せっかくあの法律もできたことですので、この法律の活用ですね、先ほど申し上げました。その活用をするには、やはり私はあの拠点というのは不可欠であるというふうにも考えておりますし、特に相談体制でありますとか教育啓発、それから、これはまだ恐らく全国のほかの市や町、村でもされてはいないと思うんですけども、この法律ができて以降、実態に係るその調査ですね。調査を行おうとすれば、やはりその拠点を持たなければ難しいのではないかなというように考えております。過去の実態調査ということであれば、旧の地域総合センターですね、隣保館がその役割を担っていたという部分もあります。

繰り返しになりますけれども、やはり周知をしていただいて、それから、これからは活用をしていただくという時点になってきているというふうに考えますので、特に、さきに申し上げました部落差別の実態に係るその調査ということも視野に入れながら、人権センターの再編成についての考えもあるということなんですけれども、その実態調査の拠点というふうなことも踏まえつつ、再編成の議論もしていかないとなというふうに考えます。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（矢野隆行君） お疲れさまです。

次に、通告第4号、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 15番、東郷正明です。

きょうは、大きくは2つの質問をさせていただきます。

まず最初に、障害者の雇用について質問いたします。

貧困と格差が広がる中で、障害者の雇用は困難な状況にあると言われていています。誰もが生まれ、住みなれた地域で自立できるためには、就労の環境が整っていなければなりません。働く意欲があっても、雇用の受け皿がなければ就労が困難状況となります。

障害者の雇用は、事業主に対して、雇用する労働者に占める割合は2.0%が法定雇用率として義務づけられています。滋賀県全体で見ますと、平成29年6月1日現在における身障者雇用数は2840.5人で、前年度に比べまして4.7%増加しています。ます

ます身障者雇用の受け皿が重要になっているところです。県内の法定雇用率達成企業の割合は60.7%で、全国平均の50%を上回っていますが、法定雇用率未達成の事業所もまだまだたくさんあるのも現状です。

そこで、野洲市に事業所を置く企業についてお尋ねします。

本市に事業所を置く企業の法定雇用率の状況はどのようになっているのかお尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） それでは、東郷議員の1点目の本市に事業所を置く企業の法定雇用率についてお答えいたします。

厚生労働省が行った調査ですけれども、各種の雇用率までは出ていませんので、県内ということでお答えさせていただきます。済みません。

県内に本社を置く従業員50人以上の民間企業の雇用率は、平成29年の6月1日時点で2.1%、全国平均1.97でございますけど、そのようになっています。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 今のは20.1%ですよ。

その雇用率についてはどのように思われますか。答弁をお願いします。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 2.13%です。

○15番（東郷正明君） ごめんなさい。2.1%。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 御質問でもそのように言っておられました。

○15番（東郷正明君） 修正します。2.1%。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 2点目の市内の従業員数ですかね。

○議長（矢野隆行君） いや、その数字に対してどう思うかと。

○15番（東郷正明君） 2.1%に対してどのように思われるか。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 先ほども言いましたように、全国平均が1.97ということで、全体としても60.7%で50%、全国平均が。そういう意味では、滋賀県の特徴と、県内の特徴という意味では結構いってるかなと、そういう感想も持っています。一方で、東郷議員が言われたように、未達成企業もあるということで、そこはきちっとやっていかなあかんというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 次に、市内には、常用雇用する労働者が50人以上の事業所が何社あるのかをお尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） これも、済みませんけども、県内に本社を置くと、そこまでは出ていませんので、直近の経済センサス基礎調査によりますと78社でございます。以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） それでは、次に、法定雇用率に達していない企業は何社あるのかをお尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） これも1点目で申し上げましたけども、各市ごとというのは出ておりませんので、県内で申し上げますと、県内の従業員数50名以上の事業所789社のうち、達成企業は479社、未達成企業は310社でございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 789社に対して479社なんですけども、この法定雇用率に達していない理由とかは分析されたことはありますか。雇用そのものは県のあれなんですけども、それはわかってるんですけども、市としてそれは分析されているのかどうかお尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） いろんなことが考えられると思います。それはやっぱり、後ほどの御質問でも出てくるとは思いますけれども、やっぱりその企業の理解、あるいは地域の理解、そういったことも含めて、これはトータルの話ですので、企業だけと、確かにこれは法律としてありますけど、企業だけと、そういうわけでもないのかなと。やっぱり日常生活、そういった面での、先ほどの山本議員やないですけども、その人権感覚、そういったものも含めて全体を通してあるのかなと、そういうふうに思っております。

特に分析という意味におきましては、この制度自体が、東郷議員もおっしゃられましたように、国や県が主に動いておりますので、特に市といたしましては、コーディネーター、そこへ、専門機関につなぐというのが主な役割となっております。そういったことから、

詳細な分析ということはありませんけれども、一定、どういふのかな、国のインターネットでの報告とかそういったことで先ほどのことが出ています。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 法定雇用率に達していない企業に対して、行政として取り組む必要があると思うんですけども、県のほうやと言われるかもしれませんが、その辺の考えは。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 先ほど言いましたように、やっぱり生活のサポートであるとか、特に、ここでの専門機関といたしましては「りらく」ですね。県が指定する就労生活支援センター、そこが専門機関ではございますけれども、そこときちっと密接な連携を図りながらやっていくことが一番重要なことと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 法定雇用率をもうちょっと上げていくためには、県の労働局とかそういう県にもしっかりと声を上げていただくことを求めておきます。

次に、障害者を事業所が雇用するためには、障害者用のトイレや階段等の改善も必要になってくると思うんです。そこで、特に中小零細企業には、改善のために行政としての支援も必要であると考えらるんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） これは国の厚労省の関係ですけれども、雇用の施設整備という意味においては、中小企業、障害者多数雇用施設設置等の助成金制度というのがありますし、また、その所管される独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構というのでは、作業の施設設置ということで、障害者作業施設設置等助成金制度、こういうなんを活用していただくということで周知啓発しております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 障害者活用制度は、どれぐらいの企業がその制度を受けておられるのか、またお尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 申しわけございませんけど、国と直でございますので、ちょっとそこまでは把握しておりません。申しわけございません。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 全国ではいろいろな取り組みも、障害者の取り組みもされていません。そういうところでは各自治体で、先ほど山本議員も言われたんですけども、障害者差別解消法ですか、そういったことも取り入れて、市町の条例として積極的に取り入れられているところもあります。こうしたことを今後してはどうかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 先ほど言いました、こういった制度を最大活用しながら、また検討させていただきたい、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 次に、公的機関の障害者雇用の法定雇用率は2.3%と思うんですけども、本市の職員の障害者雇用について、その雇用率をお尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕昌君） 野洲市におきます障害者雇用率につきましては、市長部局で2.57%、教育委員会部局が3.88%になってございます。

以上、お答えとします。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 数字としては各市町村、これは多分野洲を上回っていると思います。さらにこの雇用枠を広げていただくよう、またよろしく申し上げます。

次に、本市では健康福祉部の障害者自立支援や市民生活相談課で就労支援も行われていますけれども、それぞれの実績をお尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 済みません、障害者雇用のことについては商工観光課が所管しておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

毎年4月に全協で御報告させていただいているとおりでございますけども、商工観光課で障害を持つ方からの相談を受けた、いわゆる29年はまだですので28年度の実績という意味では、実数で相談が28人、そして、うち就労されたのは6人でございます。ちな

みに、障害者枠ではないんですけれども、やすワークがありまして、市民相談課の管轄ですけれども、そこでの就労者は21人でございます。これは、先ほどから言われてる障害者雇用枠には入りませんが、そういった実績があります。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 就労支援で雇用された方の、その内訳として、正規労働者と非正規雇用のこの就労割合をお尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） そこまでは把握しておりません。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 今後はその中身もきめ細かく把握して、また雇用を推進していただきますようお願いいたします。

次に、就労された実績の内訳で、その中で民間への就労が何人で、市役所への就労は何人やったのかお尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 先ほどの6人のうちでございますけれども、民間事業所には4人、そして公共団体には2人でございます。

それで、一方のやすワークの関係でございますけれども、民間団体は19人、そして公共団体には2名ということを知っております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 次に、平成27年度と28年度では、障害者雇用の就労支援で何人が相談を受けて、何人の方が就労されたのか、また、就労された方が何割の就労率かをお尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 御質問が27年、28年ということになっておりますけれども、今言いましたのが28年でございますので、御質問をちょっと読みかえて、26年、27年というふうにさせていただきます。

平成26年度の商工観光課での相談実績としては25人で、就労されたのは8人でございます。そして、27年度は、相談実数の20人のうち4人でございます。そして、先ほ

どのやすワークでございますけども、26年で就労されたのは17人でございます。そして、27年は24人でございます。

以上でございます。

何割は計算せんならん。こういう実数ということで、済みません。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） それらの相談に来られた方で、障害者の就労支援で、相談に来られてから何カ月ぐらいでこの就労に結びついてるのかはわかるでしょうか。わかれば回答をお願いします。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） わかれば回答ということですが、実際のところ多様でございます、わからないというよりは、もう人それぞれでございます。それはもう議員も御承知のとおりと思いますけれども。

一方で、先ほど「りらく」という言葉を出しましたけども、東郷議員も御承知のとおりでございますけども、そこでの生活支援とか就労支援とか、こんだけかかってこういうところへ行くんやとか、もうそれぞれのメニューが違いますので、それはもう、どういふのかな、言えないというのか、もうそれぞれであるというお答えになります。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） なかなか就労をしようと思っても、枠が狭いのでなかなか難しい状況もあります。この間、守山の「りらく」さんともお会いしました。ぜひいろんなところと連携して、就労に結びつけていけるように、また、市としてもバックアップをお願いします。

次に、障害者雇用の就労支援の現状と課題は何かをお聞きします。ちょっとばっくりとしてるんですけども。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 就労支援の課題ということでございます。

まずは、やっぱり雇用側である事業所の理解というのがもう不可欠だと思っておりますし、特に障害者本人の希望と、その希望や適性というのがあります。それと、その業務内容との適合性、そういったこと、本人の希望と雇う側とのマッチングですね、そのあたりのこと、そして就労の定着に向けたフォロー体制づくり、さらには就労の前段階としての

日常生活のサポート体制づくり、こういったものが課題として挙げられます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 確かに、今言われたとおり、全体の体制とか環境整備が必要です。

次に、障害者雇用を促進していくために、企業内で障害者が従事する、働く場所の確保が必要になってきますけれども、企業が障害者雇用をしていくためには、事業所に対して就労の環境が整っていくよう積極的な支援が必要であります。企業が就労のための情報を広く開示することが今求められます。

官民一体で就労支援への取り組みが必要でありますことから、行政の今後の取り組みを一層強めていただきたいと思います。

これは5番とかいろんなんかぶりますので、その辺はよろしくお願いしときます。

次に、事業所の求人採用では、法定雇用率に達していなければ、あとは障害者が就労しようとしても採用枠がないとあって、求人に応募することができません。日本国憲法では、全ての国民は法のもとに平等であると記されています。企業に対して障害者雇用を拡充するよう強く求めていきたいと思うんですけども、いただきたいと思いますが、答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 障害者雇用の拡充ということについてでございます。

障害者雇用の拡充、これは一応30年からはそれぞれの民間も含めて0.2%上がりません。精神障害者が入ります。さらには、33年4月までにさらに0.1%上がるということを知っております。そういう意味では、ここは若干であるのか、できるだけ率を高めていくと、それは求めていきたいと、そういうふうには思っています。まずそれが1点です。

そして、障害者にとっては、先ほども言いましたけども、一番大事なのはやっぱり包摂的で、働きがいのある雇用・就労の場ということになります。その意味では、雇用と福祉施策を一体的に実施できる体制づくりが必要ですし、最もその土台である、まず安心した日常生活等、そういった面から地域全体の理解も不可欠だと考えております。そうした共生社会づくりをしていく中で、その仕組みとか法的な問題、そうした課題を明確にしながら市自身、先ほどの山本議員にもありましたように、優先調達もあればいろいろありますけれども、そういったことも含めて、国等それぞれの関係機関に強く働きかけていきたい

と、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 言われたように、企業とか地域が一体となって支援していくことが必要です。

企業の中で、企業在籍型職場適応援助者養成研修とかが開かれてるんですけども、そういったことに、そういう研修に対して地方自治体が助成をして、職場をそういう、要はジョブコーチというんですけども、そういう人を育成するために行政が助成してるところもあるんですけども、そういったことをするお考えはあるでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 今、考えというよりは、先ほどの「りらく」も含めて、都道府県にそれぞれは当然県が指定して、そういった就労生活支援センター、それは設けられてるんですけども、これは都道府県知事の指定でやられてます。

滋賀県が先ほど60.7%と言いましたけども、全国平均より大分、大分というのか上だということを言いましたけども、そこが全国とは大分違ってまして、そこに市も支援してます。これは全国で、1個かどうかはわかりませんが、私が知る範囲ではそこに市も予算を出してやってる。そういう中で就労のサポート、そして生活のサポート、そういったことを専門的機関としてやっておりますので、その辺をきちっと見定めながらやっていきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 障害者雇用、全国平均には達していますけれども、憲法27条では、全ての国民は勤労の権利を有し、義務を負うとあります。何度も繰り返しますが、この憲法の理念が障害者雇用にも生かされるよう、また、自治体としても力を入れていただきたいと思えます。

次に、2つ目の質問に入ります。

安倍農政から家族経営を守る農業支援をとということで質問させていただきます。

安倍農政はこの5年間、農業潰しの暴走の連続です。野党のときはTPP反対と訴えながら、与党に戻った途端にTPPの強行で、輸入自由化を前提とした競争力ある農業、攻めの農政を合い言葉に、戦後農政の総決算として農協改革や農地法、農業委員会法を、改

革の名のもとに改悪を進めてきました。国は、これまで食料自給率を求めず、日欧EPAを受け入れ自由化を進めてきた結果、今日の農業の現状に至っています。18年度からは直接支払金が廃止され、減反政策もなくなりますが、このような中で野洲市の農業の受ける影響について答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） それでは、東郷議員の直接支払金が廃止され、減反政策もなくなるが、野洲市の農業の受ける影響ということについてお答えいたします。

御指摘のとおり、30年度以降、国からの米の生産数量目標は示されません。そういう意味では、直接支払交付金10アール当たり7,500円、これは廃止されます。そういう意味でいうと、例えばこれは前提条件がありますけども、米価とかあるいは作業の経費、こういったものの条件が同じであれば、生産者の農業所得はもう確実に下がります。それと、市は生産調整を引き続きするという事で表明しておりますけども、それをする上でマイナスの影響が出てくるのかなと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 国はその制度を廃止するんですけど、市は維持していただくということなんですけども、食の、主食を生産する農家の暮らしが、今の政治ではどんどん暮らしが衰退していきます。野洲市の農業に本当に未来がないと思うんです。このような政策を進める安倍農政についてはどのようにお考えかお尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 1番の再質。2番。1番の再質ですか。

○15番（東郷正明君） 1番の。

（「答えられない」の声あり）

○環境経済部長（遠藤由隆君） 済みません、そういう意味では、安倍農政の話をちょっと市議会、この議会で私が表明するというのはちょっと控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 2番に行きます。

安倍総理の諮問機関である規制改革推進会議で農業改革が進められています。日本農業新聞が行った農政調査モニターによると、現在の農業政策を決めるあり方について、評価

できない人が8割となっています。内閣の支持基盤である自民党支持者でも、70.2%が評価できないとなっています。このままでは、家族経営の農業はなくなり、大規模農業へと大きくさま変わりして、あげくの果てには農業だけではなく農地そのものも多国籍企業の食べ物になってしまいかねません。

この点をどのように認識されているのかお尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 今の新聞のお話でございます。

これはJAの機関紙でございますね。唯一、その機関紙でございます。それが本当というのか、記事とされているのであれば、それは厳しいものと考えておりますし、国においてもその意見をきちっと受けとめていただきたいと、そのように考えております。

そして、大規模あるいは多国籍企業の食べ物になってしまいかねると、こんな御心配をされておりますけれど、そもそも野洲市内のほとんどは家族経営の定義がちょっと違う、私と東郷議員ではちょっと違うのかなと思いますけども、家族経営の中で今大規模化して集積化しているという野洲の特徴がありますので、それを大規模化と言っておられるのか、その小さいというか、非常に少ないところで定義されているのか、そこはちょっとわかりませんが、そういう意味においては、多国籍企業の食べ物になるというのはちょっと考えにくいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 今のこの野洲市の農業では、ほんまに大規模化ではまだなく、いろんな何とかグリーンさんとか何とかファームさんにやられておりますよね。それが現状で、個人の農家経営というのはもうほとんどあと三、四年したらなくなってしまうんじゃないかと思うぐらい、地域でも言われてます。

この間も、JAのおうみ富士さんの三役さん、理事長とか専務とかもお会いしましたが、今の自民党政治に対して本当に怒りを持っておられるんです。これまで農協さんは、保守系なところなんで自民党を応援されてたところもあるんですけども、TPPもあすの未明ですか、11カ国で何か進めるといようなことも言われてます。ほんまにこのままでは、今の野洲の形じゃなしに、将来的にもっともっとこれが進んでいけば、多国籍企業のほうに進むんじゃないかというふうにやっぱり思いますので、やっぱり家族で支えてやっていく農家が日本の農家のあり方やと思うんです。

その辺はまた、そういう農家が食っていけるような農家、農業やったら食っていけると、ある程度の規模でね。そら小さい農家では無理やろうけども、そういう農家ができるように、国にも物を言って、そういう方向をしていただきたいと思います。

それでは、次に、現在の本市の農業人口はどれだけなのか、現在と3年前、5年前の農業人口の推移についてお尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 農業人口につきましては、5年ごとに実施される国の農業・林業センサスからの数値となります。その直近の平成27年2月1日調査では、年齢別の農業従事者総数で2,060人で、5年前の平成22年、2月1日調査では3,280人でございます。

（「2,067人」の声あり）

○環境経済部長（遠藤由隆君） 済みません、2,067人。27年2月1日に2,067、そして22年2月1日で3,280でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） どんどん農業に就労されてる方が減っています。これで、このままいけば、ほんまに次の世代につなげなくなってしまいます。そこで、農業をされている年齢構成はどのようになっているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） ちょっと先ほどの4番、ちょっとコメントいただいたので若干触れさせていただきたいんですけど、どんどん減っているという御指摘なんですけど、前問の質問で言いましたように、例えば集落営農であるとか、地域の中で24集落の方が共同でやっておられる、そういったものが集積されている。

東郷さんも御指摘されたように、小さいとこではなかなか食っていけへんのはわかっていると。それだから一定集積されて大型機械やらの、個人個人がやるよりは集団化されて合理的にやっっていこうというので今できてるんです。だから、この数は減ったから農業者、確かにそうなんですけども、農地を集団で守ろうということでございますので、そう簡単に捉えられてはちょっと議論がかみ合わないのかなというふうに思いますので、あえて言うときます。

それでは、4の農業をされてる年齢構成ということでございますけども、平成27年の2月1日調査での農林業センサスに基づいた数値でございますけども、30代及び40代

が408人、そして50代及び60代が891人、70代以上が645人となります。

以上、お答えとします。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 今のあれでいくと、このままいくと10年先には何人の人が農業ができなくなっていくのか、お尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） その辺はお答えするような話ではないし、今ここの議員の中にもいらっしゃいますけども、若手の農業者クラブとかそういったものができてまして、結構活性化もしています。そういう意味において、何か単になくなるとかそういったことではなくて、いかに支えていくかということもしながら、そして大と小のバランス、そういったものをとるものとして農業振興計画もつくっておりますので、そう単調的と言うと失礼でございますけど、そうはならんというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） それでは、今の話もあるんですけども、10年先、20年先の農業人口の予想ってしておられるんでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） それはしておりません。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 次に、新しく農業に就労された方は、この5年間で何人おられるのかお尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 平成24年度から平成28年度の5年間で新しく農業に就労された、認定農業者でございます、は9人でございます。そして、今年度、29年度は現在2人の就労があります。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） その新しく農業を始められた方は、どのような形態で農業をされているのかお尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 9人の認定農業者の農業形態でございます。

水稲農家が5人、そして施設野菜が4人。今年度の2人の内訳は、1人が水稲農家、もう1人が施設野菜でございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 農業人口が減ってる中で、今、全国ではIターンとかUターンとか、そういう農業をされる方をふやすための施策が組まれています。

この野洲市では、どのようなことを、そういうことは考えておられるのかお尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） Uターン、Iターンといったものではありませんけども、対象者1人につきまして年間150万円で最大5年間の交付をして、まだこれから予算審議ということでございますけども、今回は3名分を計上、450万円しております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） そういうことをするというのを、全国にアピールできて発信していけるように、またよろしくをお願いします。

それでは、次に、中間管理機構による農地の本市の集積の状況はどのような状況になってるんですか。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 中間管理機構による農地の集積状況ということでございますけれども、平成29年の12月末時点で5.8%でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 中間管理機構は、耕作しやすい土地は集積はできてると思うんですけども、住宅地の間にあるとことか、山間地の田畑が集積できない、放棄地になってしまうと思うんですけども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） もともと、集積率自体で言いますと75%ぐらいあります。先ほどありました集落営農とか、家族で大きいしてはるとことか、そういったところはまああります。ほんで、ある意味、近畿で一番、二番ぐらいのそういった集積率があり

ます。そのうちの中間管理機構が今、5.8%申請をしてはると、そういうことでございます。

その前提で、今言われた、どういうのかな、小さい、点在しているところでございますね。そういったことも踏まえて、例えばその施策としては地産地消の推進であるとか、そういったことで、いわゆる超小規模というのがもう定義がわかりませんので、小さいところ、そういったことはそれはそれなりにやっていけるようにもしたいし、規模的にいうともしそれで、規模的というよりも、これはあくまでも農家の担い手側の話でございますので、どうしてもこれからもサラリーマンをしたいとかそういったこともありますので、そうした人はやっぱり中間管理機構へできるだけやっていただいて、その集積されているところうまく連携してやってほしいなというのを思っております。

ただし、なかなか点在するというのは難しいというのは課題でございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 今、農家の生産者の年齢が高齢化してる中で、若い人の結婚されても、住んでいるすぐ横に田畑とか土地があっても、これが青地であるために家が建てられないという状況も生まれています。農地法とかいろんな法制上、過去の問題とかいろいろあって、法律があるんですけども、ここにせっかく土地があって、若い人がそこに家を建てようと思っても建てられないと、これでは市の人口が減少してしまうと思うんです。

共産党は、農地を守ることは最も重要と考えているんですけども、農家の方が持つておられる土地に若い世代の人が住む住居が建てられないという、これ、大きな農村地域の問題だと思うんです。大きくは農家だけでなく、市の活性化のためにも白地、建物が建つように、そうしていかないとまちも過疎化してしまうし、そういったことに対してどのようにお考えなのか。また、生活道路とかそういう道路のこのは、住むところを建てられる沿道法もありますよね。そういったことも活用して、住めるところを拡充していくことについてはどのようにお考えですか。

○議長（矢野隆行君） 答えられますか。

環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） まず、前提としてはやっぱり都市計画制度にきちっと沿いながらするというのが、やっぱり健全なことでございます。まず、それを踏まえた上で発言させていただきます。

先ほどもありましたけども、今、都市建設部のほうで市街化調整区域の既存宅地、その緩和というところで今検討しているということでございます。一方で、その農地をすぐできないかというお話もあったと思うんですけども、それはかなり難しいというふうに思っております。

例えば兵主地区とか、お住まい、あの辺で言うと、例えば吉川なんかはまさに軒先まで青地になってるんですね。ほかの市を見ますと、意外とやっぱり住宅周辺というのは白地が多いんですよ。ところがもう軒先まで青地にそもそもしておられるという、そもそも論のともあるんですけども、だからそこに土地があるさけ、それ埋めさせてくれというのは、そこはやっぱりかなり難しいことでもあります。

一方で、その近くに、井口とかああいったところに白地はあります。そういったことを活用させていただいたらどうかと、今後の話ですけどね。そこで集積するとか。隣の農地に建てるとか、それもそら一番いいと思うんですけど、さすがに青地の中でどんどん開発するというのは、それはちょっと難しいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） いろんな法律があつて難しいところがあるんですけども、やっぱり土地があるのに家が建てられないと、すごく矛盾すると思うんです。大きな壁がありますけどね、国の法律という。そこはその壁を打ち破れるような声を上げていくことが重要と思うんです。その辺に対して、県や国にも物を言っていたきたいと思います。

次に、家族経営による農家数は減少し、このままでは家族経営の農業はなくなってしまう。これまで、国が日本の食料自給率を求めてこなかったことにより、食料自給率は39%になり、自由化の中で家族経営の農家は衰退の一方です。

市として家族経営を守るため施策が必要と考えますが、どうすれば野洲市の農業を守っていけるのか、今後の施策について答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） ちょっと冒頭も言いましたように、家族経営の定義がちょっと何か違うようなことだと思うんですけども、そもそも今の面積拡大されてるのはやっぱり家族経営が多いです。そのために、例えば家族経営協定、今15人ですけど、認定農業者ですね、大きくやっておられるようなところでございますけども、男女共同参画ということと、それと井勘定から農業経営、まさにおっしゃってる家族経営という経営ですね。

経営の視点で協定を結んで、私もそこに立ち会いもしています。そういったことで、東郷議員がおっしゃられる家族経営というのであれば、それで進んでるということが言えます。

そしてまた、人・農地プランというのを策定してるんですけども、その中で地域全体で、どういふのかな、そういったプランを作成しているということから、地域全体の農地の課題をその地域で共有化して、そして解決に向けての今実践をしていただいている、そういったことがあります。そのことが家族経営の農家を守る、ひいては農地を守る。野洲は、どういふのかな、放棄地とかいふのを、それも全国に比べても0. 数%、もう3に満たないぐらいです。0. 3未満ぐらい。そうなってるのも、こういった政策をきちっとしてるといふことだと思えます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 農業は国の政策に大きく左右されます。経営のあり方もいろいろ、家族経営もといってもいろいろあると思うんですけども、戸別所得補償制度の復活や自給率引き上げで販売ルートの拡充も必要です。規制改革推進会議で、首相のお友達など農業を知らない人がどんどんそういういろんな法律を決めていって、今農業が破壊されています。安倍農政から、農業者や消費者の声が届く農業を守ることが大事だと思います。

ぜひ、国や県、先ほどと重なりますけども、またよろしく意見を求めていただきたいと思えます。

次に、地産地消の取り組みについてお尋ねします。

現在、学校給食に使用されている割合はどのぐらいの比率でしょうか。市内から仕入れは何人で、どれぐらいになっているのかお尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） きのうも野並議員にお答えいたしましたけれども、目標は30ということで頑張ってるんですけども、現実、平成28年度では22%でございます。ただ、きのうも言いましたけども、天候不順の関係、特にことしだったら台風もありました。そういったこともありますし、給食のメニューとの整合ということもあります。種類も違います。60種類ほどあって、こっちは十何種類ということもありますので、そういう意味では今のところ22%です。

市内からは、南櫻農業生産組合、JAおうみ富士農業協同組合、虫生野菜クラブの3団体が納入されております。金額は総額で539万6,637円となっております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 給食センターの資料では、野菜の使用量の中にカット野菜が含まれていないと書いているんですけども、このカット野菜、冷凍野菜などが使われてると思うんですけども、その辺の割合とかいうのがわかればお願いします。

○議長（矢野隆行君） 教育部長。

○教育部長（竹中 宏君） 給食センターの資料の中にカット野菜が含まれてないということですけども、私どもも今資料がございませんので把握しておりません。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） ということは、その分の金額とかもわかりませんね。またわかれば、また後日教えてください。

農協おうみ富士さんに行ったときにも、カット野菜の加工業務をしたいと言われていました。これは採算性の問題もあるんですけども、このカット野菜がどれだけ使われているのか、ここは重要やと思うんです。やっぱり地域の野菜を少しでも活用していただくよう、また求めておきます。

次に、高齢化社会が進む農村地域での地産地消野菜販売所の拡充は住民のニーズであると思いますが、今後の見通しについて答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） 地産地消野菜等販売場所の今後の見通しということでございます。

まず、その販売所ですけども、野洲駅前のすまいる市、JAのおうみんち野洲店及び中主店、また吉川のほうの「ちゅうざドリームファーム」、また集落で開催されてる青空市、さらには、ビッグですけども、市内スーパーなどで農産物を扱っておられます。

結構、僕が見た限りにおいて、これはもう主観で客観ではありません、主観でございますけども、他市でそこまで、そんな地域地域にあんのかなというぐらいに結構あると、点在していると、そのように認識しております。

今後についても、平成32年4月に予定してますクリーンセンターの余熱利用施設でございますけども、そこでの特産物の販売ということでもさらに出口がふえていくのかなと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 販売所のニーズですけど、やっぱり車に乗っているとあちこちあると思うんですけども、今、高齢社会の中でひとり暮らしの方がまた乳母車で買い物に行く地域のお店もなくなっていますので、その辺は、例えばお店を置かなくても、例えば移動で何か野菜を販売される方法とかいろいろあると思うんです。またその辺を検討させていただきまして、そういうことを強く求めておきます。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 暫時休憩いたします。

（午前11時54分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告5号、第9番、田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） それでは、第9番、田中陽介、一般質問を行います。

まず、昨今、行政の機能は多岐にわたり、合併等で規模も大きくなってくる中、みんなが住みやすく、気持ちよく暮らせる町にするには、野洲市まちづくり基本条例にあるように、「私たちのまちは、私たちのために、私たちが自らつくる」のとおり、できる限り多様な市民が主体的にまちづくりに取り組んでいくことが必要だと考えます。しかし、市民の皆さんは時間も資源も限られている中、本当の意味での市民参加を進めていくには、行政との双方向のコミュニケーションや行政のサポートが必要と考えます。

そこで、野洲のまちづくりへの市民参加について質問をいたします。

1つ目、野洲市では予算編成の懇談会が行われておりまして、私も参加したんですけども、参加した中でやはり人数がかなり少ない状況ということで、一定これは何年も続けていることだと聞いているんですけども、その中でこういった展望を持ってやっておられるのか。その現状や課題、そして改善、行動されていることを見解として伺います。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） それでは、田中議員の予算編成市民懇談会に係ります御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、予算編成市民懇談会につきましては、行政サービスを提供していくもととなる予算を取りまとめていく過程の情報を広く市民に公開をし、市政の透明性確保の一環として実施をしているものでございます。

予算編成においては、予算要求段階、そして次の政策調整部長査定段階での公表を行った後、課題の残る政策的な事業等についての市長による最終査定を経て取りまとめておりますが、最終のその判断の前に市民から広く意見をお聞きし、施策の判断に活かしていく目的で市民懇談会を実施しており、まさに政策形成段階における市民参加と言えるものだというふうに認識をしております。このような市民との双方向の意見交換の場を設けているのは県内では本市のみでございます。また、全国でも数少ない事例ではないかというふうに考えております。

経過を申し上げますと、この市民懇談会を開催いたしましたのは、平成22年度の予算編成から実施をしております、その後も広報やすやホームページでお知らせをしながら毎年開催をいたしております。

以上申し上げましたとおり、この市民懇談会は市民との双方向の意見交換の場として有益であり、貴重な機会でもありますことから、今後とも継続して実施をしてみたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 今おっしゃったように、こういった機会を持つこと自体すばらしいと思いますし、まずはこういう機会を持つことというのも1つの目的にはなってくるとは思うんですけども、その先、こういった何回も重ねていくうちで、やはり結果といいますか、来てもらう人の数ですとか、そういうこと、数だけじゃないんですけども、その中で広く意見を聞き、活かしていくというところをより充実させていくために、何かこの先お考えのことがあるのか、お尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 今、田中議員おっしゃっていただいたように、御理解賜っていると思うんですけど、この種の市民懇談会については、市民の方から広く御意見を聞く場ということで提供させていただいております。

先ほど田中議員おっしゃっていただいた、ことし開催をさせていただいたときも議員おいでいただきました。このときに篠原こどもの家の保護者の方がおいでいただいております、どうしても気になりますと。篠原こども園の整備がどうなっているのかということでおいでいただきました。お一人で御参加をいただいたんですけど、私は篠原こどもの家の保護者の代表として参りましたというふうなお声をいただきました。そう考えますと、

お一人で御参加いただいているんですけど、約60名近い保護者の方の代表として来られているということを考えますと、60名の方の御参加をいただいている、そういうふうな認識をしておりますので、これからも、先ほど申し上げましたように、貴重な場であるということでこのように継続をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） ちょっとかぶるところもありますので、次に進みたいと思います。

市民参加を進めていくに当たっては、情報の共有や双方向の受発信が、これは必須だと考えるんですけども、現在野洲市が行っている広報誌やホームページ、その他宣伝誌ですね、そういったものの発信が必要としている方に適切に行きわたっているのか、その辺の検証がされているのか、改善が適宜行われているのか、そういった見解をお伺いします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） まず、予算編成の市民懇談会などについては、先ほどから申し上げていますように、市の情報を市民の皆さんと共有し、透明性を高め、円滑な市政運営を図るために実施をしております。

このような懇談会の開催については、毎月発行をしております広報やす、あるいはホームページでの情報発信をさせていただいております。あわせて、全員協議会等で議員の皆さんにはお知らせをさせていただき、なおかつ野洲市政記者クラブへの情報提供も行っております。現時点におきましては、この4つの手法により、市民の皆さんへの十分な情報提供が図られているのではないかとというふうに認識をさせていただいております。

あと、御質問いただいておりますデータの分析ですね、どのような情報提供をさせていただいて、受けておられる方がどのような状況になっているのかということで分析をお聞きいただいているんですけど、ホームページのほうで申し上げますと、28年3月にホームページを改修させていただきました。その時点からになるんですけど、総アクセス数、そしてアクセストップテンというんですかね、アクセスが多かったところ。それと、閲覧手法の解析、今現在、ホームページ、パソコンとスマホ、タブレットでやっているんですけど、その辺の解析を毎月行っておるといふような状況でございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） それはおっしゃるとおり十分よくわかるんですけども、もちろ

ん、これは市民が税として負担しているメディアにはなりますので、つくるだけではなく、有効に活用していくということが大事で、例えば、例えばというか、市民から広聴していく上で、広報をもっとこうしてほしいとかホームページをこうしてほしいとか、そういった要望や提案というのは出ているんでしょうか。お尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 現時点ではそういうふうな御意見というのは頂戴しておりません。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） わかりました。この先、若者とか、いろんな人が魅力的な野洲市に来てもらおうと思うためには、やはりホームページ等で充実した検索ができるであるとか、そのしやすさ、窓口、例えば、これは提案にはなるんですけども、転入を求める人というような入り口があるとか、何を求めているか、目的別でちゃんとカテゴライズされているとか、結構何をどこの課に聞いたらいいかというのは、課は書いてあるんですけども、実際なかなか一個一個全て見るというのも大変で、何かそういう集積した情報とかがうまく見つけられるようなビジュアル、デザインになっていると、より何か効果を発揮するのではと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 実は、28年3月に新しくホームページを改修しました。それで、市民の方に、今、田中議員がおっしゃるような使いやすさとか見やすさというのは、お聞きする場をというふうな話をさせてもうてたんですけど、なかなかそうなってくると大変なことになるので、まずは1年を経過したというところで、職員だけになったんですけど、市民目線で一市民としてホームページを見たときに、その見やすさであったりとか、どういうところを検索をしにいつているとかということをやちょっとアンケートをさせていただきました。そのときに御意見として一番多かったのが、検索機能ですね、そこがちょっと見にくいというふうなことがございました。そういうことを踏まえて、その機能を画面の一番中心に、わかりやすいところに置かせていただいたりというふうなことをさせていただいておりますので、今、議員おっしゃるように、また御意見賜りましたら、そのような方向で改修のほうは考えていきたいというふうに思っておりますけれど、ただ大規模な改修になると、当然経費もかさんでくることとございますので、その辺については費用対効果を考えながら検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 今、政策調整部長、大変なことになるとおっしゃいましたけれども、市民から声を聞くと大変なことになるとするのは具体的にどういうことなのか、お尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 政策調整部長。

○政策調整部長（寺田実好君） 済みません、ちょっと適切な言い方ではなかったので、申しわけございません。大規模に市民アンケートをとるとなると、大規模になるんで、1年を経過した段階では、とりあえず正規職員500名おるんですけれど、の使い勝手等から調査をしていこうかということとさせていただいたということで御理解を賜りたいと思います。

○9番（田中陽介君） 今後ということ。

○政策調整部長（寺田実好君） はい。ありがとうございます。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） では、次の質問に移らせていただきます。

野洲市においては、先ほどもおっしゃられているようにさまざまな市民懇談会や参加の機会、オープンな会議、パブコメなど、かなり公平公正、オープンにしておられるということは理解しております。その状況で市民参加の現状、市長としてこの自己評価と課題、展望などをお聞かせいただきたいと思います。市長、お願いします。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 市民懇談会とかの自己評価ってなかなか難しいですけども、むしろ評価されるのは市民の方が評価されるんだと思います。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） もちろん目的を持って実施されていると思うんで、それがどのように達成できているとか今後こういうふうにしていきたいとか、そういうのがあればお答え願います。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 目的というのは、やはり情報の開示とか情報の提供とか場の設定ですから、それは場が持っていて参加者があれば、それである意味で達成できていますね。私、いつも従来から申し上げていますが、人数が多いか少ないかじゃなしに、いかに

重要な、あるいは濃密な意見があればいいということで、ですから私になってからいろんな大会とかも絶対動員はしないでくださいと言っています。お一人も希少な参加者ということですから、評価されるのは、まずは来られた人数が評価の1つですし、そこでの意見とか議論がまた評価ですので、私が評価するというよりは、今おっしゃったような場というのはそういう場だと思います。あえて言えば、これ、きょう、議会ですけども、田中議員はそれをどう評価しておられるんですかみたいな質問になりますね。ということなので、評価は市民の方がされるものだと思います。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） わかりました。

ことし、今年度、今まで行われていましたまちづくり井戸端会議というのが1回だけホームページにはアップされているんですけども、ずっと3回ぐらいやっていたらと思うんですが、ことし1回だけの理由は何かあるのでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 担当は企画調整課でやってくれているんですけども、参加者が余り多くないということと、また違う形でもいろいろやっていますから、その都度。例えば病院だったら病院でもやっている。そのいろんな御意見、その際いただいたら結構ですとか、それと、まちづくりトークという形で声をかけていただいたら出かけてやっているということで、今までやってきた井戸端会議という手法じゃなしに、ほかのやり方でもいいんじゃないかというので回数が減っているということです。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） わかりました。

まちづくりにおいて、市民参加というのは、ただオープンしてしゃべって口を出すだけじゃなくて、協働という言葉が使われておりますけれども、一緒にやっていくというようなことがこれから必要になってくると思うんですけども、それに対する施策というか、取り組み方をお尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 協働というのは、働というのは働くですね。私は、持論では、協働ということはおかしいともう公言しています、前から。ただ、従来から使ってあるところまで消せないで、市民と行政の協働とか、市民と市の協働というのは、これは論理矛盾でして、今の市役所の組織というのは市民のための組織ですから、むしろ市民の活動を

支えるとか、そういう役割なわけですね。何か市という組織が別にあって市民がおられるわけと違いますから、だから御質問には、そういう観点の違いですから、お答えが出てこないと思います。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 支えるという、もともと同じものであるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 同じものという、ちょっと意味がわからないんですけど。市民が構成しておられる組織ですから、自分たちがよく活動できたり、皆さん方がいい生活ができるようなための組織ですから、協働は市民と市民の協働とか、企業と企業の協働というのはあると思いますし、団体と団体の協働というのもあると思いますがと思っています。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） これは再質問の中なんですけれども、このまちづくりの中で野洲市まちづくり寄附金というものがあるんですけれども、この寄附金の使用の検討というのは誰がされているのでしょうか、お答え願います。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 検証は誰がしているというか、市がしていますね。組織で判断してやっているわけですから。

○9番（田中陽介君） それぞれの担当部ということですか。

○市長（山仲善彰君） 担当部というか、寄附金はいただいているほうですね。

○9番（田中陽介君） はい。

○市長（山仲善彰君） それの使用は、一番主に使っているのは市民活動の支援にお渡ししているわけですから、そこでの評価ということですね。どれに充てると、これは基準に基づいて、応募していただいたら、その活動の支援に、今ちょっと記憶が定かじゃないですが、3年間でしたかね。もともと5万だったのを、今、10万にしていると思うんですけども、できるだけ継続性と一定の財源を御利用いただくということです。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） これは資料を見るところによりますと、28年度で大体、までいって、合計が2,000万ぐらいあるということなんですけれども、これはためとくことがもちろん目的ではないと思いますし、やっぱり町の発展のために使うべきものだと思います。

ます。それで、この寄附金に基づいた、例えばまちづくりファンドみたいな、町の公共福祉に当たるようないろんな市民活動とか事業を行いたいという方に対する補助や融資を行うような、そういうファンドとか委員会みたいなものを立ち上げるということは、お考えはいかがでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） まず、このいただいた財源は、今申し上げた市民活動にも供していますし、来年度予算、今、審議いただいている予算の中にも、例えば子育てに使っていただきたいというんだったら予算化をしていますのでね。ですから、あえて誰が審査すると言われたら、田中議員を含む議会が審査していただいているんです。市民にお渡しするほうも同じように予算化していますから、ですから、いただくほうは市民なり事業者からいただいて、これは収入として予算化していますね。そしてから、支出のほうは全て、これ議会を通じていきますから、誰が審査すると言われたら、究極は、さっき私が市と言ったように、市議会も含めての市です。

あと、ファンドをつくるとか、それは私は必要ないと思います、市への寄附ですから。だから、野洲市という、さっき言いました市民の方で構成されている議会と事務局、これこそファンドですから、わざわざ別にファンドをつくる必要は全くないと思うんですけど。自治体というのはファンドですよ、ある意味では。何かファンドにもう一つファンドをつくるような話になりますね。だから、自分が今置かれているところがどこにおられるのかというのがよくわかっていないんじゃないかなと思うんですけどね。

○9番（田中陽介君） それはわかっています。

○市長（山仲善彰君） 以上、お答えです。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 僕がまちづくりファンドと言ったのは、この補助金の要項とか、いろんな市の要項がある中で募集をかけて応募するというのではなくて、もっと何か市民のほうからというか、民間のほうから上がってくることに對して柔軟に審査するというか、市民も含めてみんなで使い道、この要件の中の予算の割り当てはあるんですけども、そういうことをイメージして言ったわけですけども、それは相反するというお考えでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 今御質問しておられるのは、野洲市への条例に基づく寄附が財源

ということですよ。

○9番（田中陽介君） まあ、そういうこと。

○市長（山仲善彰君） ですよ、財源は。

○9番（田中陽介君） そうです。

○市長（山仲善彰君） だから、事業者とか市民の方は、野洲市への寄附ということで、市の財政への貢献を考えておられるわけです。これは税控除がされるわけです。今、田中議員が、御質問の趣旨から聞いていますと、いわゆるファンドでファンドレイジングのファンドを考えておられるんだったら、別に目的を設定して、お金を御貢献いただいてやるというんだったらわかるんですけども、今、この野洲市の条例というのは、市の活動に、あるいは、それはひいては市民でもあり得るんですけど、市というこの自治体組織を通じての寄附ですから、そこにもう一つファンドをつくるということは私は論理的におかしいんじゃないかなというふうに。

○9番（田中陽介君） 用途が限定されているということですか、ある意味。

○市長（山仲善彰君） だから、今の条例に基づく寄附をおっしゃっているんだったら論理としておかしいので、基本的なところで御質問の趣旨がおかしいと思います。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） わかりました。寄附金という形でそういった応用するということが難しいというか、おかしいということですね。

ただ、まちづくりの柔軟なそういう例えば基金があって、それを活用していくという、立ち上げるとか、そういうことは簡単ではないでしょうけれども、そういうことであれば考えられるということでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 何でもない質問をしておられるんですけども、まず自治体というものかどうものかというのを踏まえておられない。これ、今、市役所の中で200億円の予算を審議している市議会なわけですよ。まさに、それが大きな母体の市民活動。ですから、市がやっているいろんな事業も、これ市民活動なんですよ、広く言えば。だから、そこにいただいている寄附の財源も組み込まれている。それ、別に取り出してファンドをつくって何か市民活動をしましょうというのだったら、これはまた別の議論になりますよね。今、市全体の大きな、これ市民がつくっている自治体なわけですよ。意思決定もここで決めていただいたらできるわけですよ。だから、もうちょっと定義をきちっと明確にす

るとか議論の範囲を明確にしてもらわないと、きちっとした議論がかみ合わないと思います。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） わかりました。

では、次の質問に行きます。

野洲市のまちづくり基本条例には、市民活動の定義において、政治や営利、選挙、宗教に関する活動を除きますと書いてあります。概要を見ますと、これは実際特定のものに関するものを除くというようなことが書いてあるんですけども、条文にはそれは書いていないので、それは実質しっかりちゃんと適用されているのか。例えば政治でしたら特定の政治活動はだめだけれども、政治という大きなものに関しては市民活動として扱われると思うんですが、概要には書いてあるんですけども、そういう扱いは今されているのか、お尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 少し御質問の趣旨がわかりかねるところはあるんですけども、まず市民活動というと全てを含みます。市民の方がされる活動は全て市民活動です。当然政治というのは一番まちづくりの重要な要素ですね。ですから、一般名詞で言えば含まれますけども、市の条例で定めているものについては、その政治活動とか宗教活動とかは含まれていません。ただ、政治活動をするために学習をするとか、あるいは情報収集するとかといったことは当然含まれていると理解されますから、だから宗教で言えば布教をするとか宗教行事をすることは、当然広くは市民活動だと思いますけども、でもまちづくり条例の中で想定しているのは、宗教行事とか布教活動といったことは含まれていないという理解になると思います。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 済みません、ちょっとこの概要という部分がそれに当たると思うんですけども、この条文ではわからないですよ、何か大きいくりになり過ぎていて。それというのはそれぞれの、例えば今の市長の概要というの見解なのか、それはもう概要に書いてある時点で、それは限定されているものなのか、ずっとそれはちゃんと確定的なものなのか、お尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 田中議員は何を突き詰めたのかなと思っているのかよくわからな

いんですけども、私の考えじゃなしに、条例の趣旨というのは今申し上げたような趣旨で制定されているということです。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） わかりました。

次、行きます。

野洲市まちづくり基本条例には、第20条の2に、「市が設置する審議会などの委員の選任には、年齢や性別などを考慮し、幅広い市民参加を図ります」とありますが、現在、野洲市に設置されている審議会委員の年齢、性別の構成比率を伺います。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕昌君） 本市が設置する審議会などの委員の年代別や性別の構成比率ということでございます。

年代別の比率に関しましては、専門的な知見を得るために、年齢にかかわらず委員に就任いただいているという、そういう委員会もありまして、年齢による統計を行っておりませんので、ちょっとここで答えできないことができませんので御容赦ください。

それから、性別による構成比率につきましては、男女共同参画行動計画の中での統計でございまして、直近で平成30年1月1日現在、男性委員が63.2%、女性が36.8%となっております。市議会議員や各行政委員会も含んでの数字となっております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 年齢については統計されていないということなんですけれども、一定このまちづくり条例の中でこうして促進していくというのは、そういうことがやっぱりバランスをとっていくことが大事ということだと思うんですけれども、統計なくていいんですけど、所見としてその辺のバランスがとれていると言えるのか、それともまだちょっと課題があると思われているのか、その辺ちょっとお尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕昌君） さっき申しましたように、まずそのまちづくり基本条例という理念があって各審議会が構成されているんですが、その各審議会でも何を求めていくのかという大前提がありますので、広く年代ごとの意見を収集したほうがいいというようなテーマの委員会であればそのようになるでしょうし、もっとそうじゃなくて専門的なことを審議してもらおうというような場合は年齢よりは専門性を優先するというところでやっております。

ますので、一概には言えないとは思いますが。ただ、単純にその年齢が各委員会でバランスよく10代から高齢者までなっているかという、そこはなっていないという状況ではあると思います。

ただ、委員さんの年齢を考慮しなければならない場合は、一定の年齢で構成される団体、PTAさんとか老人クラブさんとか、そういうところでお願いしていますし、今言います20条の2の、次、3ですね、3のところ公募による委員を求めるといことも書いてございますので、年齢も優先しなければならないですけれども、市民の意思を尊重するということが大事でございますので、そんなことを総合的に加味して当たっております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 確かに委員会によっていろんな趣旨があると思いますので、一概には言えないとは思いますが。

ただ、今おっしゃったように、いろんな世代のいろんな方が入っているほうがいい委員会というのももちろんあると思います、審議会、委員会。その中で、例えば平日のお昼の会議とかになると、まず普通に働いていらっしゃる方は入れないですし、そういった時間帯をずらすなどという配慮は現在行われているのか、お尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕昌君） 済みません、現在のことはちょっと私は全部統計とっていないので今情報としては持ち合わせておりませんが、例えば前総合計画をつくったときとかは、幅広い年齢層に来ていただいていたので、その場合は休日にするとかというようなことは行っておった記憶がございます。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） もちろんこれも全てのことに限ったことではないんですけども、従来の市民参加の形というのは割と委員会形式で、学識経験者とか各種団体の長というのが集まって、ほんでコンサルタントがつくったような素案をもとに意見を出していくというようなスタイルがメインだったというか、今でもそれも多いと思うんですけども、その中でちょっと前に南口の整備構想のときにやったような、ああしたワークショップ形式ですね、ああいった形ですごく盛り上がっていたように見えるんですけども、そういったこともこれからやっていく上で十分に取り入れていくことはお考えでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 総務部長。

○総務部長（上田裕昌君） その審議会で審議してもらう内容により、そのやり方は最善のものを採用することになると思います。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） ありがとうございます。

では、次、行かせていただきます。

野洲市のまちづくり条例には、市民活動促進のために必要な措置を講じますということがありまして、僕も市民活動いろいろ参加したりしているんですけども、やはり後継者不足というのが今どこの市民活動も高齢化や後継者不足に悩まれていると。やっぱり何が市民活動をもっと活発になっていかないのかなというところで、今言われているのが、やはりファシリテーターという、会議を進行したりですとか、うまく物事を進めていける、そういう人材。昔やったらリーダーがぱっとやって、自分負担しながらというのがあったんかもしれないですけど、今はもうしんどいことばかりやとみんなもついていけないですし、やはりそういう一定の人材を育成していくことというのが大切かと思います。

他市でもそういった講座などを開いて市民活動を活性化させていくような、そんな施策はとられていると思うんですけども、野洲市におきましては、今の市民活動促進補助金以外に、そういった人を育てていく、市民活動を促進していくということに対して、どのような施策を考えておられるのか、お尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 考えているというよりはたくさんやっていますけども。例えば、とことん野洲という取り組み、市民活動支援センターでも随分昔からやってくれていますし、この間3回目になったと思いますけども、市民活動の情報交流会といいますか、それもやってくれています。いろんな活動の状況を紹介し合って意見交換しようということで。残念ながら、田中議員一回も出てきてもらっていないんじゃないかなと思うんですけど、これなかなか地道な取り組みで、市内のたくさんある活動を、この間も6件は出してもらいましたかね、毎回五、六件発表していただいて、あと情報交換しようということで、これはお互いに元気づけ合うとか仲間も誘えるとかノウハウが交流できるとかといったことです。それと、あと生涯学習スポーツ課でやっているいろんな講座、塾もそれに当たりますし、あと環境基本計画の、きのうも御紹介した「えこっち・やす」のさまざまな取り組みも広く言えばそういうことになります。あと、やすまる広場というのが、これは年1回ですけども、あれもその準備段階からすると、そういうトレーニングの場所になります。

ですから、市がやれることというのは育てるといふ、大人の方で市民なわけですから、むしろ場をつくったり、チャンスを提供したりとか、必要な情報をお渡しするというスタンスなので、多分今の御質問から聞いていると、市が引っ張っていつて育てないといけなみたいな概念が基本にあるのではないかなと思うんですけども、今、野洲市が取り組んでいるのはそうではなくて、今申し上げたような場の提供とか情報の提供とか結びつきをつくる場が肝心かなと思っていますんで、一部しか紹介しませんけども、いろんな分野で、これからというよりは、もう既にたくさんやっているというふうに思っていますけどね。

あと、青年農業者クラブとも、私、定期的に職員も交えてお話の場を持っているつもりですので、ぜひそういう実績を踏まえた建設的な質問をいただいたほうがいい議論ができると思います。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） もちろん今は何も施策をやっていないとか、そういうわけではなくて、ただ今実際にそういった施策を行われている中でも、やはりそういった高齢化、後継者不足という問題が実際出てきているわけで、それをどう解決していくかというのは、もちろん今までの下積みがあってキープできている部分もあるのかもしれないですけども、やはりもう一つ何か、例えで言いますと、ポンプで言うと、やっぱり水がちゃんと流れているときはほっといても行くんですけど、やっぱり最初かけるとき、呼び水が要る場合とかもあって、やっぱりその何かきっかけとかをつくっていくというのは1つ、うまく動いていないとき、何かそういう問題が起きたときはそういうことも必要ではないかというふうに思うんですけども、市長、いかがでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） ですから、さっき言ったさまざまな取り組みの中で市が引っ張っていくとか後継者をつくるという、これなかなか簡単なことではないです。

○9番（田中陽介君） もちろん。

○市長（山仲善彰君） ビワマス遡上プロジェクトの今年度の発表会、あれは田中議員参加いただいて、いい議論ができていましたよね。地元の中ノ池川での取り組みが主ですけども、あと米原で天野川でもビワマスをやっています。そして、ずっと指導に来てくれている四国の大学の先生、来てくれていました。今回は湖北の山門湿原がありますけど、その取り組み、藤本先生って、昔、高校の先生をしていた方が今中心になっていまして、活動の中の問題と、あと後継者のお話が出て、私にも質問があったのでお答えしたんです

けど、後継者というような形じゃなくて、新しいものがまた別の観点から出てきたらいいわけであって、後継者という発想でやる限りは無理があると。

ですから、野洲の場合はいろんな活動が出てきています、新しい。また広く目を向けていただいたら、そのパイプが詰まっているからというよりは、条件整備をすることによって、全く同じ流れではないけれども、目指すところは同じ活動がたくさん生まれつつあるのではないかなというふうに考えています。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） わかりました。

それでは、7つ目に移ります。

ことし予算に上がっていますオクトーバーフェストなんですけれども、このようなイベントも、今回、市が事務局をして、実行委員会は工業会や商工会などの各種団体でやるということなんですけれども、こうしたイベントもより多くの市民の方に一緒につくるところから参加してもらおうという流れにしていくほうが、より持続的で盛り上がることになるかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君） それでは、まちづくり基本条例に沿って、オクトーバーのようなイベント、大規模イベントですけれども、こういったものを市民の手でというような話で、それができないのか、あるいは問題があるのか、見解を伺うと、そういったことでよろしいでしょうか。

まず初めに、さっき市長のほうからピワマスのプロジェクトの話で、先日、8匹の稚魚が見つかりましたので御報告しときます。済みません。

もう今までの議論の中で、結構もう市長がお答えいただいているので、非常にそれに近いところだとは思いますが。

御指摘のオクトーバーフェストのような例で言えば、先ほど言いました大規模イベントでございますけれども、もともと野洲工業会の野洲市の明日を考える部会、この提案をもとに各種団体に呼びかけられて、そして実現したものでございまして、27年、28年は、結果はもう大盛況で、これはもう田中さんも御参加もいただき、いろんな、フナ寿司キュウリとか、そういうのを売っていただいて、よく御存じだと思います。そういう意味では、知名度の高いイベントに育つと、もう皆が思っていたものだと思います。そういう意味では、この経緯、成立という意味においては、まさに田中議員がおっしゃるような成り立ちであ

ると、そのように思っています。

残念ながら、29年度は商工会が持つ事務局機能の負担、そういったものも課題がありまして、一旦は見送ることとしました。ただ、議員の皆様も去年の全協でもいろいろあったんですけども、やっぱり再開してくれ、あるいは多くの市民の方も、せっかくの定着するようなイベントだったのにと、そういったことで開催が求められていた、そういうことでございます。

その中で、実行委員会で議論して、各種団体の中でも議論していただいて、市が事務局機能を持てば我々もきちっともう協力もできると、そういったことがありまして、実行委員会の意思に従う形で平成30年度の予算に計上させていただいたというのが経緯でございます。

このことが議員御指摘の基本条例から見て好ましくないと、こういった御指摘されているんですけども、その条例の解釈上で言えば、まあまあ、先ほどちょっと市長のほうからありましたけども、協働のまちづくり、第6条ですね、つまり補完性の原則の事例としては、むしろ僕は好材料かなというふうに思います。

これは、先ほど市長の見解ということを述べられましたけども、確かに協働というのは、学說的に言うと、やっぱり大きく2つには分かれています。この地方自治体の成り立ちという意味で言えば、市民の皆さんができないことを市というものをつくって、そしてここで采配してもらおうと。市民ができないから行政をつくっていく、そういった成り立ちが基本ありますので、松下圭一さんとか、一応、亡くなられましたけど、そういった方が、これはおかしいと。そこを市民にやるのはおかしいという主張もありますし、一方では、特に1990年ぐらいからの財政危機を1つの発端として、サッチャー政権とかあたりが協働、いわゆるニュー・パブリック・マネジメント、そういったことが広く世界に渡っていった。ここで言えば、小泉政権とか、そして次の民主党政権の中では新しい公共、そういった形でつくられてきたという背景はあります。そういう意味で好材料ではないかと。

だから、何がええとかあかんとかというのは、この条例はそんなもんじゃないですので、やっぱり先ほど市長が言われました機会の提供であるとか、育てると言い方おかしいですけど、町を育てると、そういう意味においてのやっぱり基本条例、これが目的でございますので、そういう見方をさせていただきたいなと、そういうふうに思います。

いずれにいたしましても、一般論として言えば、市民有志では難しい大規模イベントとか、販売効果が薄くてなかなかペイできない。でも、公的な目的を持つイベント。いろい

るあると思います。そういう中で行政の役割が重要なイベントもあると、そういうふう  
思っております。

ただ、議員がおっしゃいますように、理想という言い方はおかしいですけど、僕も望ま  
しいという意味で言うと、それこそいっぱい市内にいろんな活動がありますけれども、そ  
ういう意味においてはいろんなイベントが定着していく中で、市民主導での自立的なイベ  
ント、そういうなんになるようにと、これは大いに私は期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） これは文面の中には、好ましくないということを書いてあるんで  
すけれども、これはちょっと言い過ぎかなというところは思います。いいんですけど、も  
っとよくしていくにはどうしたらいいかということの解釈をお願いします。

この中で、大きなイベントですけど、もちろん実行委員会あるのは、それはそれでオー  
ケーというか、いいんですけども、ただ積極的に、例えばこういった楽しいイベントなの  
でかかわりたいと思う、例えば音楽好きの市民の方であったりとか、手伝ってもいいなど  
思えるような人たちが多分いっぱいいらっしゃると思うんです。それを今までは結構ボラ  
ンティアを募るのではなくて、どちらかという、しっかり雇って何か使っていたりして  
いたと思うんですけども、その辺を幅広い窓口で参加しやすいように、事務局機能がせ  
っかく市にありますので、何かそういう形で、運営のサポートという形で実行委員会に対  
してちょっと提案してみたりだとか、そういったことはいかがでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 環境経済部長。

○環境経済部長（遠藤由隆君）きのう、稲垣議員にも、私、言いましたけども、ある種  
それは歓迎なことでございます。ただ、事務局機能の中にいろんな人が入って、やはり  
やるからにはきちっとしたガバナンスというのが必要ですので、何でもかんでもと、これ  
は言うわけにはいきませんが、意見の表明とか、きょうもある意味で市民、まあきょう  
は議会ですからちょっと違いますけども、市民参加というのはどんどんやっていますんで、  
その中で発言していただくとか、それはむしろ今おっしゃいましたように、市が事務局を  
持つほうがひょっとしたらやりやすいのではないかなというふうに思っていますので、青  
年会議所やらも入ってもいただいているんで、実際青年会議所も実行委員の団体の1つで  
るので、そこを通していただいてもいいし、いろんなチャンネル、今までもやっている  
ので、何か僕もちょっと意味がわからんところがあって、もうむしろ育てていくという視点で

普通に考えていただければいいと思います。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） こうした形でどんどん市民参加が進んでいって、自主的にみんながやることを市が応援していくということをこれからも進めていって、議会も含めてそういった形で進んでいきたいと思います。

以上、質問終わります。

○議長（矢野隆行君） 次に、通告第6号、第3番、長谷川崇朗議員。

○3番（長谷川崇朗君） 第3番、長谷川崇朗です。よろしくお願いします。

通告に基づき、質問のほうをさせていただきます。

まず、道路関連の行政について、3つの大項目について、それぞれ幾つかの質問をさせていただきます。

道路の修繕について、道路の改良について、渋滞緩和のための標識、信号機設定などの見直しについてとなります。

まずは、道路修繕について。

近年、野洲市は毎年幾つかの項目で道路予算が計上されています。道路の修繕を中心に予算化されていて、老朽化した道路の更新は重要であり、必要と認識しております。

これら予算に関することと思うのですが、市民から見て、年度末に道路の張りかえを一生懸命やっているように見えるのはなぜでしょうか。当初予算は緊急修繕に残しておき、土壇場で使ったほうが予算が残せて安全だからという考えがあたりなのでしょうか。そうだとするならば、計画的な道路の更新はきちとなされているのでしょうか。

その張りかえ工事を見てよく思うことなんですけども、ここはそんなに走りにくかったのかな、ほかにやるべきところ、つくるべき道路があるんじゃないか、こういうことで、こういう市民の感覚は多いかと思います。生活道路の中にはひどいところも多いです。交通量の少ない奥まった道路が後回しになっており、しようがないということではないのでしょうか。

交通量による優先順位というものがあるのはいいとしても、純粹にひび割れ、劣化の程度を基準にした劣化度合い順の把握はされていますでしょうか。リスト化して管理、把握されていますでしょうか。そして、そういうリスト化が行われているとするならば、劣化の度合いがひどい道路と、それほど劣化はひどくないけども、交通量がそこそこあり、当

初年度対応経年年数ですね、経年年数とされている等の理由の道路と比較して、柔軟に劣化のひどい道路、劣化のひどい場所を対応していくことは行われているのでしょうか。

また、そこに基準があるのであれば教えていただきたいです。ないのであれば、どういうタイミングで生活道路の張りかえを伴うきれいに直す修繕が行われるのかをお聞きします。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、長谷川議員の道路の修繕についてということで御質問いただいておりますので、それぞれお答えをさせていただきます。

まず、1点目の予算の使用、執行時期についてでございますが、道路修繕につきましては、年度当初に工事の執行計画を立てまして、計画的に工事発注を進めているところでございます。年度末に工事が目立つとの御指摘をいただいておりますが、道路交通のより一層の安全性や事業効果を最大限発揮するために、当初計画の修繕事業に係る入札差金などを活用しまして、工事箇所を追加発注することによりまして、年度末に施工する場合もでございます。

次に、2点目でございます。交通量の少ない生活道路の対応についてということでございます。

市道の多くは、集落内の道路が中心となっております。このため、御指摘いただきました生活道路などにつきましては、自治会よりいただきました要望書や担当課の職員によるパトロール結果をもとに抽出をしまして、通学路など、まずは安全性の確保が必要な路線から優先順位をつけて取り組んでいるところでございます。

次に、3点目でございますが、劣化度合いのリスト化の管理についてということでございます。

生活道路の劣化度合いに応じたリスト化は議員がおっしゃるよう必要であると、このように認識はしておりますが、現段階では交通量の多い幹線道路を対象としている状況でございます。

なお、今後は老朽化対策を効率的に進めるため、幅員や通行量などを考慮しつつ、生活道路も含めて調査範囲を広げられるよう取り組んでまいりたいと、このように考えてございます。

次に、4点目、5点目でございます。劣化度の高い道路に対する柔軟な対応及び基準についてということでございます。

路面状況の劣化につきましては、周辺の環境や交通量により日々変化するものと捉えております。そのため、路面の状況を見きわめるとともに、自治会や利用者の情報も踏まえまして、道路環境に応じた柔軟な対応を心がけております。

また、生活道路の修繕に係る基準につきましては、月1回実施をしております道路パトロールの結果に基づきまして、必要に応じた修繕をしておりますので、基準については設けておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 長谷川崇朗議員。

○3番（長谷川崇朗君） 生活道路の劣化度合いも含め、しっかりとした対応、リスト管理をしていただけるとのこと、ありがとうございます。

次の質問に移りたいと思います。

道路の改良について。

次に、道路の改良について、先ほども申しましたが、道路予算は計上されています道路の修繕を中心に予算化されていて、老朽化した道路の更新は重要であり、必要とは認識しています。しかしながら、これらの予算は道路を張りかえる予算規模であり、道路の買収を伴う拡幅改良はできないのではないかと考えます。

昔からの道路で交通量がふえているところは野洲市には随所にあり、そういうところは道幅が一定ではなく、ところどころ極端に狭い、極端に見通しが悪いなど見受けられます。そういうところは、そもそも危険であったり、学生を含む歩行者への配慮も必要な場所が多くあるかと思えます。

交通量が多いところ、ふえているところ、それらで改良により改善が見込まれる道路に関しては、予算をかけてでも積極的に改善すべきかと思えます。多くの人がある修正の恩恵を享受できるからです。それができるのが市政であり、市民に資することかと思えます。

これらの点に関して、現状及びお考えをお聞かせください。

まず、市民の声を聞いたり、リスト化したりして把握すること、そしてそのリストを評価し、順位づけすることなどが重要と思われそうですが、行われていますでしょうか。

本件の例として1件、三上、山出の三上山表登山道接続近辺、ここは路線バスも通り、交通量も多いですが、1カ所、余りに道幅が狭い箇所があります。この場所について、いかがお考えでしょうか。御回答をお願いします。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。

○都市建設部長（小山日出夫君） 次に、2点目の御質問でございます。道路の改良についてということで御質問いただいておりますので、お答えをさせていただきます。

市内各所にある狭隘な道路につきましては、職員による道路パトロールや自治会からの要望等をもとにその現場を確認しまして、利用者の交通安全を第一に考え、現在管理している道路施設の範囲内で最も効果的な対策を講じるよう努めているところでございます。

次に、リスト化し、評価と順位づけをしているのかという御質問をいただいておりますが、現在のところリスト化はしておりませんが、現在、事業進行中であります国道8号野洲栗東バイパスや大津湖南幹線道路の供用開始後における市内の道路交通の流れの変化や、今年度中に滋賀県において今後10年間で優先的に整備すべき路線の計画である道路アクションプログラム2018が策定されることにあわせ、今後、本市としましても市道整備計画の策定が非常に重要であり、市民の意見も取り入れながら道路網を再構築していくことが最も効果的で重要な対策であると、このように考えてございます。

最後に、三上、山出近辺道路につきましては、安全性を第一に計画した場合、一部の拡幅ではなく、全体的な改良が必要であると、このように判断するところでございますが、既に両側に多くの民家が建て込んでいることから、その事業用地の確保や家屋移転の補償費など、相当の事業費が見込まれるということから、当該路線の改良事業の予定はしてございません。

なお、当道路の狭隘部につきましては、カーブミラーや反射板などを整備しており、安全性が一定保たれているものと判断をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。補足をお願いします。

○市長（山仲善彰君） 今の答弁に少し補足をしておきます。

長谷川議員、物事を論理的に考えておられるから、今では納得できないと思います。山出の道は大規模改良がされています。以前もこの議会で昔言ったことがあると思いますけど、あれは野洲甲西線という道路でして、狭隘なので大規模改修をして、三上小学校のところから真っすぐ大畑のほうへ行っている。あれが代替の道路なんです。ですから、もう家屋が建て込んでいるので用地買収をしたりしても限界があるからというので、もともとあれは県道だったんですが、その改良として今、あの真っすぐの御上神社の交差点の道ができていて、こちらはもともと県道だったわけです。向こうの道をつくるときは、県道ですけれども、旧の町もお金を出しています、いわゆる負担金を。ですから、本

来はこちらの道路の通行制限をすべきなんですね。だから、あれだけ投資をしながら、またこちらを家屋移転してもらって道路を広げるというのは、これは二重投資です、社会資本整備としては。ですから、現状はああいうことなんですが、国道が渋滞しているので、仕方がないので、いわゆる抜け道的に車が通るという現状なので、ここにもう一度あの道を広げるとなったら、じゃあもっと昔にあの狭い道用地を買収して広げといて、旧の三上の交差点へ出てきて、あそこの前へ行く道をどんと広げたほうがよかったんですけども、過去にそういう政策決定をされていると。ですから、今の道には手を加えられないという、そういうことです。

○議長（矢野隆行君） 長谷川崇朗議員。

○3番（長谷川崇朗君） 何点かなんですけども、まずは部長のほうがお答えいただいた件に関して、全体的な拡張をするのが筋だ、市長はそうではない部分でおっしゃっていただいたんですけども、全体的な拡張ということを私は言っているわけではまずないということも1つ。全体をやるうとすると、予算が非常に大きくなってできないということ。もう本当に難しいということもよくわかっているし、全体をやるならば、先ほど市長がおっしゃられたとおり、別の道、代替道を大きくつくる。今つくられている県道ですね、その方向性が正しいということはわかっています。

そこで、追加の質問になってくるんですけども、まず本件は1例として言っているので、ここを徹底的に直してくださいということを主張したいわけではないんですけども、これが非常に例としていいので取り上げているということも前置きしたいと思います。

あの道路は地元住民、あっ、もう一つですね、地元自治体との協調によりというお声があったんですけども、あそこは三上地域になります。だから、三上、山出の方々の話を聞いてということになると、要望者は、三上よりもむしろ北桜、南桜、近江富士に多いので、そういう要望が地元から上がってくるということではないと思うんですね。市として道路をよくしていくというのは、その限られた地域、道路行政に関しては特にその道を通るのがその地域の人ではないことがあるので、広く聞いていかなければいけないというのは指摘させていただきたいと思います。

新しくつくられた直進道ができて、まず1つ目の問題点は、確かに非常に大きくなったんです。私、当時からその道路を使っていたので、物すごく大きくなったのは大きくなったんですけども、このところの自動車での通勤者とかがふえたことによって、それでもまだ拡幅が十分ではない状況。

それと、そもそもなんですけども、あの道路、直進して右折するという人は、市民感情としてほとんどないのです。それは近江富士方面から野洲市役所方面に走る場合は距離的に短くなるので、どうしても、滋賀銀行前の信号ですね、そこを右折して旧在所、山出方面に入っていく人が多くなっています。それは三上交差点、御上神社前交差点のところでもう数分見てもらったらわかるとおり、右折車はほとんど来ません。なので、利用者の実態として、どうしても車が右折して旧道に入ってしまうということがあるわけです。そういう現状を鑑みて、交通量がどうしても減らない、多くなってしまう、便利な道なので。

そんな中で、部分改修でも行えば、通行車が快適になったり、歩行者がより安全になったり。確かにあそこには立派な歩道が設けられてはいるんですけども、私、見ていて思うんですね、両方からコーナーに車が進行してきた場合、山側の車が歩道に乗り上げてしまって歩行者がひかれてしまうようなことはないのかなと。それぐらい一ところ狭くなっており、ドライバーは常に緊張感を強いられていると。ドライバーが緊張感を強いられているということは、歩道に乗り上げてしまう可能性があるということです。そこに歩行者が往来していると危ない可能性がある。ならば、その部分的な拡幅でも行えば、道路はより市民にとって使いやすいものになっていくんじゃないか。こういうことで、この山出前の道路のことを例に挙げております。

ですので、私も直進の御上神社方面に抜ける道が拡幅され、よりよくなっていくのが一番本筋だとは思いますが、この三上登山道接続近辺に限らず、極端に狭いところを若干の買収を伴う改良というのを市が行っていくということは、市民の利益、市民に資する、市がやるべき仕事なんじゃないかと考えております。今申しました件について、市長のお考えお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 山仲市長。

○市長（山仲善彰君） これ、基本的な考え方の相違なんです。政策論議をしないといけません。もともと県道だったら県道の改良をしいてもらって、今、長谷川議員がおっしゃったように改良すべきなんですけども、あそこはバイパスでいこうという政策決定がされているわけです。そこにもう一度市の一般財源で、例えば今おっしゃったように用地を少し買えばいいとおっしゃるんですけども、そのお金は補助も一切何もないです。起債もできない。もう丸々の貴重な財源を充てにいかないといけないわけですね。そこにお金を充てるぐらいだったら、ほかにもっと課題があるから、やらないというわけじゃなしに、それをやるんだったら、もう今から戻れませんけども、過去に、あの県道の時代に町が要

望して、あそこの道を広げておけばいいわけであって、本来はとめてもいいんですけども、今の国道の渋滞を考えると速度制限して、多分あそこは30キロになっていると思います。でも、一応離合ができますから、運転マナーと安全確保でやっていただくということであって、あそこを中途半端に広げると、亀岡がそれで失敗したわけですね。広げて一方通行にしたからスピードが出たと。

ですから、社会資本の整備というのは、中途半端にやればかえって財源は無駄に使われるし、そして危険が増すと。現に、久野部の交差点も、もともとは地元は溝を塞いで広げてくださいと。昔からの懸案だったわけです。でも、それをやるんだったら思い切って両側歩道と右折だまりをつけようという、最終判断したのは、自慢じゃないですけど、私です。地元からの要望をもう担当課で悩んでいて、県に言ってもだめだと。それなら大きくやろうということで、少なくとも道路というのはそういうふうに財源と投資効果と安全を見てやらないとだめでして、今の長谷川議員の御提案は、私はミクロでは理解します。できるだけ安全にしたい。でも、それをやるんだったら、今申し上げた論理で、もう通行制限をしてしまって、その財源を別のところに振り向けたほうが効果があるというふうに私は考えます。

○議長（矢野隆行君） 長谷川崇朗議員。

○3番（長谷川崇朗君） 御回答ありがとうございます。

予算的な諸事情等あると思うんですけども、そういう危険な道路、極端に狭くなっている場所があるということを市が把握しておいて、将来にわたってその状況を観察していくということは大事だと思うので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

引き続きの質問に移りたいと思います。

次に、渋滞緩和のための標識、信号機設定等の見直しについて。

信号のタイミングを補整するだけで、若干でも渋滞が改善されると思われるケースが見受けられます。通勤時間帯以外は黄点減、赤点減にしたほうが良いと思われるケースも見受けられます。そもそも信号よりもただの非優先車道一旦停止でいいと思われるケースも見受けられます。

これらの所管は、県であったり、国であったり、公安委員会だったりする場合もあるかと思ひます。しかしながら、だからといって、これらの意見をないがしろにされてはおられませんでしょうか。市民のための市政であり、野洲市が住みよい町になっていくためには、どのような所管の道路であれ、野洲市でしっかりと市民の声を把握し、取りまとめ、

関係機関と協調して改善する姿勢こそが重要と思われませんが、いかがお考えでしょうか。そういう意見をリスト化し、把握し、改善案を市がしっかり持ち、働きかけを含めて取り組んでいくこともまた市政かと思いますが、いかがお考えでしょうか。御回答をお願いします。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中理司君） 3点目、渋滞緩和のため、標識、信号機設定等の見直しについてということでお答えさせていただきます。

質問にございました渋滞緩和のための標識、信号機設定等の見直しでございますが、市内の交通状況並びに主に地元自治会の要望でございますけれども、こういったものをリスト化いたしまして、さらに生活安全課のほうでは交通量の調査並びに現地調査等を適宜行いまして、守山警察署交通課のほうと協議を行っております。

今年度で申しますと、小堤、これはP Gのところに信号機が設置されましたので、そのタイミングの関係で、春から秋にかけて何度も出向きまして設定等も行ったりと、中の、小堤を抜けていく車の対策等について協議を行っております。これはもちろん自治会も含めて行っております。また、交通規制に関しましては、市三宅のほうでことし何度も交通量調査を実施している状況でございます。

こんな状況でございますが、そして信号機のタイミングの補整ですけれども、これは今申しましたように、一旦設定を行えばそれで終わりというわけではなく、その状況に応じて守山警察署のほうに、交通課のほうで補整を行っていただくというようなことをさせていただいております。

そして、信号機の通常の点灯は、青、黄色、赤から赤色点滅または黄色点滅信号の切りかえの時間帯、夜間に点滅信号になるというパターンですけれども、これも交通量の状況、交通安全を踏まえ、設定を行っていただいております。

また、信号機から一旦停止への交通規制の変更でございますが、これも交通量の状況及び交通安全面を踏まえて、一旦停止への規制の変更、こういったものが効果が出るのか、また従来どおり信号機のほうがよいのかと、こういったところを守山警察署と常に協議しながら、地元の御意見を頂戴しながら最善の交通対策を講ずるよう、協議、検討している状況でございます。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 長谷川崇朗議員。

○3番（長谷川崇朗君） 行政のほうはしっかりやっているという御回答、ありがとうございます。今後も、市民の声を重視しつつ、状況のほうをリスト化し、分析のほうを進めていただき、快適なまちづくりのほうによろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

道路のことは終わりになります。

次、保育園、待機児童関連についてお伺いします。

野洲市の保育園、待機児童関連について。

野洲市においては、4月の入園直後においては、国基準でなかなかなりよい状況であるとは聞いております。まだ完全に待機児童ゼロには至っていないともお聞きしております。特に年度末、現在ですね、年度末の3月に至っては、かなりの待機児童数になっているかと思えます。去年の4月入園直後、及び現状3月の待機児童数を全数及び国基準で、国基準の考え方とあわせてお聞かせください。

野洲市においては、保育園の建物の定員数は足りていると私は思っております。足りているかどうかもお聞かせください。

しかしながら、保育士の雇用の問題、人件費の問題などで活用し切れていない部分があり、それによって建物の定員に至っていない現状があると思っております。つまり、それによって待機児童が発生してしまっている。そういう状況で、今後どのように対応していくのかをお聞かせください。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） それでは、長谷川議員の保育園、待機児童関連についての1点目、待機児童の総数及び国基準での数、並びに国基準の待機児童数の考え方についての御質問にお答えをいたします。

初めに、本市の待機児童数は、平成29年4月1日時点では、全体で31名、国基準では16名となります。また、下半期の基準日であります10月1日時点では、全体で55名、国基準では29名となるところでございます。年度末の3月1日現在の速報値では、全体で117名、国基準では61名となります。

なお、1月末現在における来年度4月1日の待機児童数は、全体で69名、国基準では38名となります。

次に、国基準の待機児童数の考え方につきましては、保育所への利用申し込みのあった児童から、保護者の私的な理由等によりまして待機しているものを除くこととされており

ます。

具体的には、まず広域入所希望者で野洲市の住民でない場合。そして、希望園を限定された場合などの保護者の都合による場合。また、保留希望がある場合。そして、別の保育施設等を利用中の場合などが除外されることとなるところでございます。

次に、待機児童に対してどのように対応していくのかという御質問についてお答えをいたします。

初めに、本市の待機児童対策につきましては、平成23年3月に野洲市幼保一元化方針および幼稚園・保育所施設整備計画を策定いたしまして、耐震対策ができていない保育園を順次建てかえ、その際にこども園とすることで定員の拡充と保護者の利便性の向上を図ってまいりました。

平成23年度には篠原こども園を、平成26年度にはさくらばさまこども園を、そして平成28年度にはゆきはたこども園を開園いたしました。

また、この4月にはゆきはたこども園と野洲第三保育園の定員の見直しを行いまして、それぞれ20名を拡充し、平成31年度には（仮称）三上こども園の開園によりまして30名の拡充を図る計画としているところでございます。

また、民間保育園では、あやめ保育所の移転新築や分園設置、しみんふくし保育の家の移転新築等について財政的な支援を行いまして、定員の確保に努めてきたところとなっております。

こうした実績や計画によりまして、平成31年度には保育所の定員を市全体で平成22年度比235人の拡充を図ることとなりまして、公立園と民間園を含めて1,070名の定員となる予定となっております。

しかしながら、これだけの定員の拡充を進めているにもかかわらず、社会情勢や制度の変化、核家族化の進展、あるいは地域社会とのつながりの変化などによるニーズの増大があり、現時点では待機児童の解消には至っていない状況となっております。

そうした状況の中、本市の待機児童の主な要因は、保育を担っていただける保育士などが不足していることによるものと分析しておりまして、その理由として、保育士の処遇改善が大きな課題と認識しているところでございます。

このことから、市といたしましても、国が実施している民間園の保育士等の処遇改善と同様に、次年度より幼稚園を含みます公立園におきましても処遇の改善を図る予定であり、さらには保育料の一部補助制度を継続的に進めていくことによりまして、総合的な保育士

等の処遇改善を図ってまいりたいと考えております。

また、保育士等の人材確保につきましては、平成28年7月に立ち上げました野洲市三方よし人材バンクを効果的に活用し、再就職支援研修会や商業施設での臨時相談会などにより、保育所での就労の魅力を発信するとともに、潜在保育士の確保を図ってまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 長谷川崇朗議員。

○3番（長谷川崇朗君） 御回答ありがとうございます。

追加の関連質問をさせていただきます。

保育士の確保について、処遇改善による抜本的な改善というのは非常によいと評価できるかと思えます。しかしながら、おっしゃられますとおり、市民の依頼される児童数がふえていくことに伴う保育士の定員問題についてはなかなか改善していけないという現状があると思うんですが、三方よし人材バンクの件、今出てきました。私が地元の保育園等で見ていることなんですけども、近江富士の中にあります三上保育園、働いている保育士補助の方を見ていると、地元の方を採用されていて、近所のおばちゃんという感じなんですけども、そういう保育士補助の方の拡充、人数の増加によって、抜本的な改革のほうがいいのはわかるんですけども、短期的な定員数の増大というのは見込めないのでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君） ただいま長谷川議員おっしゃっていただいておりますように、補助員の確保によりまして今の保育士不足を補っておるという現状がございます。その辺につきましても、今現在もその辺についても継続して推進しておるところでございます。

○議長（矢野隆行君） 長谷川崇朗議員。

○3番（長谷川崇朗君） そういったことであれば、1つの提案になるかもしれないんですけども、三方よし人材バンクも頑張っておられるのはわかるんですけども、もう少し地元に着した市民の力をかりるという意味では、地域、自治体等の回覧板等を利用して、それぞれの保育所、保育園に近いところの地元の方々に協力を要請するような人の集め方というのは検討できないのでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君）　ただいま御提案いただきました長谷川議員の御意見は参考にはさせていただきますけれども、すぐにそのような施策をちょっと進めるということについてはいろんな御理解も必要かと思っておりますので、まずは参考にはさせていただきますと思います。

○議長（矢野隆行君）　長谷川崇朗議員。

○3番（長谷川崇朗君）　ありがとうございます。

質問の中にありましたことで1点、再確認になるかもしれないんですけども、建物の定員数はそもそも足りているのでしょうか。

○議長（矢野隆行君）　健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（辻村博子君）　現状では足りておると理解しております。

○議長（矢野隆行君）　長谷川崇朗議員。

○3番（長谷川崇朗君）　御回答いろいろありがとうございます。保育園充実のため、お力を発揮していただくよう、何とぞよろしくお願ひします。

続きまして、小・中学校における情報教育についてお伺ひします。

先日、野洲市議会文教福祉委員会として草津市、老神西小学校のほうを視察させていただきました。先進の設備として大変充実した教育環境があり、高い評価と人気があるようです。見学させていただき、情報インフラ、無線LANの徹底に関心をいたしました。ほぼ全館全域で無線による端末ネット接続を実現していました。

インターネットの発達とともに、近年ますます情報教育、ITリテラシーの重要性が増してきていると考えます。情報端末を子供が持つことで教育を阻害するという意見もありますが、それは使い方を含め、情報教育、ITリテラシーの教育を行っていくべきことであり、私は、まず設備としてインフラこそが重要かと考えております。

小・中学校を最新に、建物からというと、予算として無理があるというのは理解しておりますが、情報インフラに関しては野洲市においてもしっかり早く対応すべきと思ひました。これが後手に回ると、先に対応した小・中学校との格差になっていくと考えます。

野洲市内の小・中学校に対しても徐々に情報関連設備が入っていきます。今回の予算でも編成されているのを存じております。徹底したインフラの構築としての無線LANの位置づけについて、情報インフラの位置づけについて、どのような対応をどういうスピード感で考えておられるのか、お聞かせください。

○議長（矢野隆行君）　教育長。

○教育長（西村 健君） 長谷川議員の小・中学校における情報教育についての御質問にお答えいたします。

市教育委員会といたしましては、学校ＩＣＴ整備事業としまして、平成３０年度に教職員の校務用端末とサーバー設備などの更新、また大型表示装置、モニターですね、やデジタル教科書の導入を予定しております。こうした整備によりまして、各学校の普通教室を中心に、教員の指導用端末から大型表示装置、モニターへ無線で画像や音声などの情報を送るなどして、デジタル教科書などを活用した多様な授業が展開できるものと考えております。

なお、無線ＬＡＮを含めた整備につきましては、来年度のこれらの活用状況を踏まえ、検証した上で、検討していく予定でございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 長谷川崇朗議員。

○３番（長谷川崇朗君） 御回答ありがとうございます。

大型表示装置等への情報転送のための無線ＬＡＮとしては、設備として今回の予算で盛り込まれているというふうな理解なんですけども、老神西小学校で視察して感心した部分というのは、その情報インフラが全館全域で使えると、こういうことだと思うんです。今回の教材の中には、各小学生、中学生たちが利用する端末も含まれているのでしょうか。済みません。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 今回は、児童・生徒用のタブレットは含まれておりません。

○議長（矢野隆行君） 長谷川崇朗議員。

○３番（長谷川崇朗君） そういった各個人への端末の配付も含めたＩＣＴ化教育含めた全体、それと本職が重要と思っている部分に対して、ＩＴリテラシーですね、情報を活用する素養に関する基本的な部分を学生に教えていくことは重要じゃないかと思っております。近年では、メールも発達して、ＳＮＳ等のコミュニケーションが盛んになってきていて、小学生、中学生も既に使っていると思うんです。そんな中で、いじめの問題が中で発生してしまうだとか、そういうことが起こるのはＩＴリテラシーの教育が十分でないからというところがあると思うんですね。そういうことも踏まえて、端末の導入が急がれるということと、それに伴う無線ＬＡＮの構築、情報インフラ、重要かと思っております。今後の導入検討について何とぞ前向きに進めていただきますよう、よろしく申し上げます。

これで質問を終わりたいと思います。

○議長（矢野隆行君） 御苦勞さまです。

暫時休憩いたします。

（午後 2 時 2 9 分 休憩）

（午後 2 時 4 5 分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第 7 号、第 1 番、東郷克己議員。

○1 番（東郷克己君） 第 1 番、新誠会、東郷克己です。

教育に関し、大きく 2 つの観点から一般質問いたします。

昨日の鈴木議員の代表質問に対し、山仲市長は、P D C A サイクルに市民ニーズ、課題を注入することが大切であり、その最大の場が議会であると御指摘されました。まさに、我々議員の本文であり、その意を強く持って質問いたします。

さきの議会でも申し上げましたとおり、私は教育が最も重要な取り組みであるとの認識のもと、教育委員会や野洲市 P T A 連絡協議会、野洲市青少年育成市民会議、野洲市子供・子育て支援会議、そして学校行事など、関係機関の取り組みに最大限参加するとともに、幾つかの学校に出向いて直接から先生から現場の課題や御意見を伺い、実態を確認してまいりました。さらに、先般所属しております会派、新誠会で実施いたしました研修においても、文科省や法制局の方々から国の方針などを確認するとともに、野洲市の現状を申し述べてきたところでございます。

その中で見えてきた内容について伺います。

まず、家庭の教育への支援について質問いたします。

先般お示しいただいた野洲市の教育方針にも、一部には規範意識や人権意識に起因するいじめなどの生徒指導上の課題や、貧困、虐待などの課題を抱えた家庭への支援、保護者や地域との協力関係などに課題が見られますと、家庭や地域の課題が挙げられています。

また、幼稚園、小学校、中学校、それぞれの先生とお話する中でも、家庭のあり方や子育ての認識についてなど、少子化や核家族化の副産物としての課題が感じられました。

教育基本法には、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と書かれており、野洲市教育振興基本計画でも、家庭の教育の向上に向けた取り組みの推進が掲げられ、さらに鈴木議員や橋

議員の代表質問への答弁で、生き方、人間性、社会性などは家庭や地域で学ぶものと市長が言及されておられます。私もそのとおりと考えています。そして、自治会や地域団体、PTA、学校応援団、スクールソーシャルワーカー等々の取り組みを明らかにされました。大変御努力されていると理解いたしました。現状は同基本計画に家庭の教育力の向上が課題となっていますと分析されているとおりで、一層の取り組みが急務と考えています。

基本的には、市、市教委としても同じ認識をお持ちと考えますが、子供への教育と異なり、家庭や保護者などが対象となる難しさもあると存じますが、一方では、現に困っておられる家庭、親御さんが存在し、さらには最も影響を受けるのは子供たちであるということを考えれば、家庭や保護者を支援、サポートするという趣旨に立つ取り組みをさらに充実させることが重要と考えますが、教育長の見解を伺います。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 東郷克己議員の家庭教育への支援についてにお答えいたします。

そもそも学校や園では、子育てに困難さを抱えておられる家庭や、保護者さん自身に支援が必要なケースがふえてきていると捉えております。

そこで、最近ではこうした支援を学校に配置していますスクールソーシャルワーカーを活用し、関係機関と連携しながら子供たちの情緒の安定と家庭教育環境への支援、調整を行っております。

そして、スクールソーシャルワーカーが、例えば直接家庭支援に出向くことも行っております。具体的には、子供への虐待防止を改善するために、スクールソーシャルワーカーで資格を持った職員がおりますが、保護者さんに虐待防止プログラムというのを受けていただく、こういうふうな取り組みをしております。

また、学校園が家庭や地域の皆さんと連携して、基本的な生活習慣の確立を目指す「早寝・早起き・朝ごはん」運動や、毎年7月と11月の初めにさまざまな団体や立場の方、大体1,000人ぐらいになるんですけども、そういう皆さんで全市的に行っていただいております愛の声かけ運動などの挨拶運動、見守り運動を進めていただいております。さらに、各学校園でPTAと協力しまして、子供たちの社会性や規範意識の醸成など、保護者さんの子育てのための研修会を開催するなどして、親の育ちを応援しております。

また、個別に相談したい保護者さんのためには、既にふれあい教育相談センターに常駐しておりますカウンセラーを活用できるようにしております。しかし、その周知などに少

し課題がありますので、いまいちど教育委員会として力を入れたいと考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 御答弁ありがとうございます。

スクールソーシャルワーカーの方のお取り組み等については、私も大変関心を持って見詰めているところであります。それらをさらに強化、充実していただくとともに、私がお聞きして、聞き集めた認識から申し上げますと、小学校、中学校、それぞれの保護者さんの御家庭にも当然課題がありますけれども、先生側からの認識という形で私が認識しているところでは、一番危機感を持っていらっしゃるのは幼稚園の先生だというふうに強く感じました。いわゆる年代が若くなる、若年になってくるに従って、そうした子育ての経験、小さなときに、より小さな子供と接した経験のない人が父親になる。もっと女性で言えば、自分が出産し、この赤ん坊を抱えてしまうということで、幼児の虐待という悲惨な事故も現に起こっておりますし、またそこから入園という段階になっても課題を抱えておられる方が相当数多い。そして、その割合が加速度的にふえてきているというようにお聞きをしております。ちょっと教育委員会とまた所管が違う部分もあるかと思いますが、私自身も、先ほど申しあげましたように、子供・子育て支援会議にも入って、その会議でも議論をしたところでございます。

先ほどの長谷川議員の質問にもありましたけれども、待機児というのは非常に見えやすい指標でありますので、注目が集まります。それ自体の必要性を私は否定するものではございません。しかし、待機児がゼロになっても、その困っておられる親御さん、あるいはもっと言えばそこのお子さんの状況は変わらないわけでございまして、そうした意味で、先ほど述べた家庭や保護者の方を支援する趣旨に立つ取り組みが必要と感じております。

先般行いました、東京でお聞きした内容でございますが、そうした先進的な取り組みをされているところでは、大人へのサポートや啓発のみならず、これから親になっていくであろう子供たちに対しての啓発みたいなものも行われていると聞き及んでいるところであります。これについては、まだ時間的なものもございまして、私自身が確認するということではできておりませんが、そうしたこともあわせてぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでございでしょうか。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 学校では、子供たちに、本市の学校でどんだけできているか、

まだ把握はできていないんですけども、家庭を持って子供たちと、例えば赤ちゃんを、お母さんと一緒に来ていただいでかかわっていただくとか、こういうふうなことをやっている学校もございます。

それから、全部の小学校でやっていますのが、55交流というふうな名前で行っているんですけども、保育園、幼稚園の5歳児さんと、それから5年生の子供たちが年間大体二、三回ですけども、交流を持っています。そういう小さな子供たちをどんなふうに支援していくんかということ学んだりしております。

それから、中学校では保育体験というのが家庭科の3年生の授業でございますので、近隣の保育園、幼稚園に子供たちがその時間に行きまして、その保幼の子供たちと一緒に遊んだり、それからその子供たちの対応を見たり、そういう学習をする場面がございますので、そういうことを通じて、子育てとは十分いかないと思いますけども、小さな子供たちとのかかわりを少しでも持とうというふうな勉強になっているのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 子供たちにとっては大変貴重な体験になると存じます。また一層進めていただければというふうに思っております。また、先ほども少し触れましたけれども、子供の入園前とかというふうになりますと、若干担当が変わるとかというようなこともあろうかと思いますが、やはりこの分野においてはこの部署横断的な取り組みもお考えいただければというふうに思います。

続いて、次の質問に移ります。

P T Aの重要性について質問をいたします。

私は、子供たちの教育環境を整えること、そして少しでも内側から教育にかかわってみたいとの思いから、平成29年度の中主中学校P T A会長を引き受け、活動してまいりました。つい先日、次期会長らに引き継ぎを終えたばかりでございます。P T A会長という立場は初めての経験であり、いわゆる充て職の役割も多く、大変ではありましたが、どれも貴重な体験であり、おかげで大変充実した日々を送ることができました。

また、P T Aの中心に立って活動することで見えてきたP T Aの役割、重要性も多々ございます。一方で、P T Aを取り巻く環境は大きく変化しており、さまざまな課題が存在しています。また、一般的にP T Aは大変といった観念が浸透し、先入観となってしまっ

ていることも事実です。もうすぐ新年度を迎えるこの時期に、改めてPTA活動について確認をさせていただきたく、質問をいたします。

まず、PTAへの認識について伺います。

仮に、PTAが存在しなければ、あるいは形骸化してしまえば、学校にどのような影響があると思われるか、お答え願います。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 東郷議員のPTA活動の重要性と今後につきまして、特にその中でPTAの認識についてお答えしたいと思います。

まず、その前に東郷議員につきましては、私も県のPTAの取り組みとか、あるいは市Pの取り組みなんかは何回か寄せていただきますと、そこでいろいろ活躍をされておられる姿を拝見しまして、かなりそこで造詣が深いのかなというふうに思っております。

本市のPTA活動については、その前に、まず各校園のPTAは独立した団体でございますので、市教育委員会として直接関与するというか、そういうことは適当でないと考えておりますので、そういう立場からお答えをしたいと思います。

その中で、PTAの認識ですが、PTAがなければ、あるいは形骸化すれば、私は学校にとりまして、子供の育成の部分はもちろん、保護者との連携とか、あるいは保護者さん同士のつながり、また地域社会との連携などについて、大きなマイナスの影響が出るというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） ありがとうございます。PTAが果たしている役割が大きいということが確認できました。

次の質問に移ります。

施政方針や教育方針、さらにはこれまでの代表質問、一般質問への答弁においても、PTAに言及されている部分が多々あることから、重要性については言うまでもないことではありますが、再度確認のため伺います。

子供たちから見たPTA、あるいは学校から見たPTA、役員ではない保護者から見たPTA等、それぞれの立場から見たPTAの役割や重要性についてどう認識されているのか、再度伺いたいと思います。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） P T Aの役割や重要性についてお答えいたします。

まず、子供たちから見た立場では、学校と保護者が共同して自分たちを大切にしてくれている、あるいはよりよくしている、そういう役割があるのかなというふうに思っております。

また、学校からの立場で見えますと、子供の育ちや学校の教育環境をよりよくするために、一緒に考え、行動していただいていると、そういうありがたい心強い役割があるというふうに考えております。

さらに、保護者さんからの立場からしますと、学校の教育活動に参加することで、子供の教育や子育てについて改めて考える機会をつくること、あるいは学校のことをより深く知ることができる、また先生と親がともに子供の育成を図るというふうな役割があるというふうに考えております。

いずれの立場からしましても、P T Aの重要性は大変高いものであるというふうに捉えております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） ありがとうございます。私自身が直接かかわってきた認識とほぼ同じような認識をお持ちいただいているということが確認できました。

さて、先ほど申し上げたとおり、一般的にP T A役員になると大変といった認識が広まってきており、役員は引き受けられないと悩む人もいると聞いています。

しかし一方で、一緒にP T A活動に取り組んできた本部役員や野洲市P T A連絡協議会でかかわった各校園のP T A会長さんからは一様に、大変だったが充実した日々だった。とてもやりがいを感じた。子供も自分が何を頑張っているのかわかってくれたようだったなど、前向きな感想を聞いております。

このように、実際に大変な役を引き受け、こなした人はほとんど前向きな評価をしているのに対し、役を持っていない多くの方は大変というイメージが浸透し、ひとり歩きするように思えます。

こうしたイメージを払拭し、P T A活動が今後も円滑に進められるためには、各P T Aの努力も当然必要ですが、例えばP T A会長として活躍している人や、あるいは元会長の方の体験などを広報やホームページなどに掲載し、イメージ改善に努めるなど、前向きな広報宣伝活動、啓発活動が重要と考えていますが、この点について見解をお聞かせいただ

きたいと思います。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 3つ目のPTA活動の啓発についてお答えいたします。

議員お話しのように、残念ながらPTA役員を引き受けたら大変というイメージが結構あるようでございます。それで、役員に選ばれるのを避けようとする方がおられ、役員選出に苦勞されている地域があることも承知しております。

しかし、役員になられた多くの方は前向きに取り組んでおられ、議員お話しされましたように、充実した1年を過ごせたとの思いを持っておられる方がほとんどだというふうに捉えております。また、教育委員会としましても、PTA役員の皆様には学校運営に大きく御支援、貢献いただいていることというふうに考えております。

また、滋賀県PTA連絡協議会が全県のPTAなどで実施されましたアンケートによりますと、学校や先生を身近に感じた、あるいは、保護者同士のつながりを感じた、知り合いがふえた、子供のことがよく見えた、親育ちを感じたといった声がたくさん寄せられております。

東郷議員がお話のように、PTAの皆さんがさらに充実した活動を推進していただくためには、活動内容の周知や啓発も大変重要なことと考えております。公益社団法人日本PTA全国協議会や滋賀県PTA連絡協議会も広報誌を発行されておられますし、野洲市でも各校園のPTAで会報を発行されております。こういう中で、前任の会長さんあるいは前任の役員さんの体験談などをさらに載せていただいたりするというのも1つの手かなというふうに思っておりますし、各学校の園長、校長を通じまして、そういうことも指示をしていきたいというふうに考えております。

今後も、さらに活動内容の周知や啓発を広く進められますよう、教育委員会といたしましても、校長、園長を通じまして各PTAへの支援、それから野洲市PTA連絡協議会を初めとする関係機関と連携あるいは周知を少しでもできたらというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） ありがとうございます。

この役員になると大変というふうなイメージがひとり歩きしている、それで実際困っている学校、あるいはPTAもあるという御指摘もあったとおりでございますが、その件が野洲市PTA連絡協議会の会議で話題になったときに話が出ておりましたのが、フリーラ

イドというような言葉でございました。いわゆるただ乗り、えらいことは嫌やけれども、子供の権利は守ってほしいというふうなことでございまして、要するに利己主義、自己中心的な考え方でございます。一部でそういう自己中心的な考え方が多くなってきていることも懸念するところでありまして、一方で昨今はボランティア活動も多くなってきている。そうした公共の精神、公的精神等々お持ちの方も多くなってきております。これは単にPTAということにとどまらず、社会全体としても非常に重要なことだというふうに感じておりますので、あわせてこうした啓発等取り組んでいただきますようお願いして、質問は終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（矢野隆行君） お疲れさまです。

次に、通告第8号、第2番、山崎敦志議員。

○2番（山崎敦志君） 2番、新誠会、山崎敦志、一般質問をさせていただきます。

施政方針から、長々と代表質問、一般質問、誠意ある回答、答弁をいただき、ありがとうございます。

私、最後になりましたんで、もうほとんど皆さんが質問された内容とかぶっている部分があると思いますけれど、一部、今、私がやっている地域の同窓会とか学校応援団とか、そういう面から見て1つ気になる点がございまして質問させていただきます。

交通安全について、ちょっと質問させていただきます。

市内の交通安全、通学路、高齢者及び渋滞による交通事情悪化箇所にはいろいろと地域住民から要望が出ております。平成24年4月、京都府亀岡市で発生した児童の登下校の列に自動車が突っ込んだ、市長も一時言われていましたけれど、そのときに文部科学省、国土交通省、警察庁、緊急合同点検取り組み要請が出ております。24年5月30日発信され、27年度末時点で全国点検の実施状況では、対策必要箇所がインターネットのデータでは7万4,483件、対策済みというのが6万8,931件ということで、92%程度速やかに行われています。

野洲市においても、第10次野洲市交通安全計画では、「交通死亡事故ゼロの野洲市」を目指してというスローガンで取り組んでおられ、基本理念には、少子化・高齢化の進展や社会経済情勢の変化を踏まえ、安全対策を講ずるということで、32年までの5カ年計画をつくられております。

本市の交通事故の特徴として、高齢者、歩行者及び自転車事故、交差点、出会い頭の事故が挙げられております。

ここで、交通安全対策について地域住民、PTA、企業よりの要望が出ておる点について、どのような進捗になっているのかを確認します。

三上派出所前の交差点、南桜から近江団地の子供たちが通学する歩道なんですけど、県道27号線、野洲甲西線になるのかはわかりませんが、バイパスができるまでの慢性渋滞という、車が常に渋滞しております。そこで、企業の出社車、運送車というのが三上工業団地のほうから出入りをします。そこを小学校の生徒が横断するときに、やはりちょっと間隔をあけてもらいたいということで、感知信号等の要望書が出されていますが、これ多分27年に出されているんですけど、これについて市のほうからの見解が出ていないんですけど、これについてお伺いします。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。

○市民部長（田中理司君） ただいまの山崎議員の交通安全について、大きな1番ですね、三上派出所前交差点についてということでお答えさせていただきます。

平成26年度なんですけども、三上小学校のPTAさんのほうから要望を聞いております。私どものほうで現地の確認、調査等をいたしまして、特に朝夕ですけど、今申されました三上工業団地からの出入りですね、こういったところの車の関係で、子供の南桜から三上小学校方面、また近隣の企業さんの駐車場から職場への出勤でなかなか横断できないというふうなことを確認をしております。そうしたことから、27年度から、実は毎年守山警察署さんのほうに交通規制の要望、信号機の設置の要望を提出のほうをさせていただいております。まず、これ御報告させていただきます。

それと、これは長谷川議員の回答と同様になるんですけども、信号機の設置に関しましては、県下の財政事情の関係でなかなか厳しいというのが御説明の内容でございます。

また、信号機の設置に関しましては、先ほども長谷川議員のときに申しましたように、警察本部のほうの話になりますので、御理解をいただきたいなと思います。

ただ、この御質問をいただきまして、私ももう一度交差点へ参りまして、これ当該交差点の目の前に派出所がございますので、派出所がございます関係もありまして、朝夕の立ち番とそれに伴う取り締まりを何とかしてもらえへんかということで三上派出所の巡査のほうをお願いをしておきました。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 山崎敦志議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。速やかに要請、ハード面ですんで、公安

とか警察のほうの、要請してもなかなか順位がありますんで、ことしも滋賀県でLED化されているから信号機つくるのが少ないということの中で取り組んでいただいている。ありがとうございます。

じゃあ、2つ目なんですけど、今、市民部長のほうは警察署のほうにその問題について出されていると言うんですけど、平成30年度交通規制要望一覧、平成27年度要望された要望を記載されていますが、27年というか、今の問題については交通規制要望一覧には載っているんですけど、今、野洲で取り組まれています野洲市通学交通安全プログラム（28年度版）の対策必要箇所一覧という、そういうものがネットでもう出ております。実際、29年度というのは、多分1月ぐらいに会議があったように思うんですけど、まだ数字がまとまっていないということなんですけれど、多分28年度、27年度、26年に出たと言われているただいまの通学路の問題につきましても、28年度のプログラムに上がっていなかったという点が見受けられます。

それで、実際全国の、先ほど言いましたような点検箇所の見直しなんかについて、対策については92%前後できていて、ちょっと私の資料が悪くて文章に書かせていただいたのがちょっと違うんですけど、やはり安全対策、危険箇所にボランティアとか学校応援団等々ついていただいて、ちょっと文章に入っている内容と異なるんですけど、一応野洲市の中では96%ぐらい危険箇所の対応ができているという、事前にちょっと数字だけは拾わせていただきましたんで、ちょっとこの部分についてはあれなんですけれど、やはりまだまだ対策ができていないところとか、今後、いろんな道ができてきたときに問題が起こってきます。

それで、ここには書いていないですけど、土木費のときに一応勉強会で質問したんですけど、土木費のほうで予算がある程度いろんな工事が減ってトータル的にはマイナスになっているんですけど、私がそこで担当、勉強会のときに質問したのは、学校通学路、そういうものの見直しもその予算に入っているということで、担当部署の方から返事いただいたのは、計画どおり粛々と進めています。計画どおりはいいんです、予算の計上が必要なんで。ただ、必要性、緊急性を要するものを順位をどういうふうにつけるかというような配慮の回答がなかったように思うんですけど、その辺担当部署、どのように思われていますか。

○議長（矢野隆行君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 山崎議員の三上派出所前交差点を通学路交通安全プログラムの

対策必要箇所に挙げていない理由についてお答えしたいと思います。

教育委員会では、平成27年度から毎年地元自治会やPTAの皆さんに参加いただいて野洲市通学路交通安全対策推進会議というのを開催して、そのプログラムを作成しています。しかし、その会議の中で、御指摘の場所につきましては、現場点検の対象や危険箇所としての認識をしておりませんでした。対策が必要な箇所として捉えていなかったということでございます。

今後は、交通規制要望の一覧とプログラムの対策必要箇所を整合させるよう改めたいというふうに考えております。

次に、平成27年度末全国対策率92.5%と、平成28年度対策済み箇所一覧との比較についてお答えをいたします。

まず、平成27年度末全国対策率は、平成24年度全国緊急合同点検結果に基づくものでございまして、ハード対策が未完了でも、ボランティアさんが立っていただく、立ち番をしていただくということで、そういうソフトの面の対応ができていますと、対策済みというふうになっている箇所が含まれております。こうした結果、平成27年度末の野洲市の集計では、対策必要箇所数が29カ所、そのうち対策済みは28カ所となって、対策率としましては96.6%というふうになります。

一方、平成28年度対策箇所一覧は、交通安全プログラムを策定するために、新たに危険箇所を掘り起こし、現場点検をした箇所を取りまとめたものでございます。このプログラム、対策箇所一覧ではハード対策完了と未完了に分けています。平成29年度末には、プログラム対策必要箇所87に対しまして40カ所が対策済みであり、対策率で言いますと46%ということになります。

なお、現在残っておりますハード対策未完了箇所は、いずれも用地確保あるいは設置の技術的基準や費用対効果などで対策が困難な箇所ばかりでございますが、少しでも着実に交通安全対策を進めるために、平成30年度は横断歩道のグリーンベルト化など、可能なハード対策を進めていく計画をしております。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 山崎敦志議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。平成30年度にかなり積極的なハードの改革をやられるというのは前段の皆さんの質問でも聞いておりますし、篠原小学校の踏切、祇王小学校の踏切、JRを抱えての大きな問題についても前向きな対策をとっていただい

ているということで、まだ、今、教育長言われました困難な場所があると思いますけれど、地道な努力で、子供の安全を確保していただくよう努力していただきたいと思います。

続きまして、北桜地先の速度制限、ちょっとこれは文章で読むよりはあれなんですけれど、ちょっと地的な問題で、希望ヶ丘線ができたときに、何らかな条件で自治会館を地域から外れた前に立ててしまったと。今、高齢化社会、特に三上学区の高齢化が一番ひどくて、それに準じて北桜自治会も同じなんですけれど、もう横断歩道、しっかり横断歩道は描かれていますけれど、桜墓地からの横断、交差点までの線がない、ないしは近江富士から希望ヶ丘のほうへ通り抜ける車、特に8号バイパスできるまでの渋滞で、長谷川議員も言われていましたけれど、真っすぐ行く車より三上のところで右折する車、希望ヶ丘から出てくる、湖南市から来る車もあつこで希望ヶ丘へ抜けていくということで、朝はまだ視界がいいんですけど、夜になるといろんな地域の会合とか高齢者の集まりとかあつて横断するのがかなり困難ということで、あの近辺にやはり地域としては何か速度制限をかけるとか、そういう要望ができないかというようなことを言われておりましたんで、ちょっと担当部署でお答えいただきたいなと思います。

○議長（矢野隆行君） 市民部長。自席でいいです。

○2番（山崎敦志君） 自席でいいですか。済みません。

○市民部長（田中理司君） 大きな2点目の北桜地先の通行車両制限についてということでお答えのほうをさせていただきます。

これまで守山警察との協議から、両側歩道が整備され、見通しのよい区間ですので、なかなか規制は厳しいと、難しいというふう聞いております。

ただ、議員おっしゃいますように、あそこに北桜の在所と自治会館、分かれているという関係で、こちらのほうは我々も認識しておりますので、まず先ほど三上派出所の関係で申しあげましたように、既に派出所のほうに、こちらのほうも何とか立ち番とかでできないかというようなことも申し入れております。また、以前は、いわゆるネズミ取りですよね、ということをよく自治会館の前でされていたわけなんですけれども、ここも今現在聞きますと、白バイを希望ヶ丘へ流しているということを聞いておりますので、重点的にそういった自治会館前の、特に危ない時間帯、こういったところを何とかパトロール強化してもらえないか、取り締まりを強化してもらえないかということを実践的な方面から申し入れのほうをさせていただいております。

そして、また道路の中央線が交差点付近で消えているということなんですけども、これ

市道の南北桜線だというふうに考えておりますので、こちらのほうもこの復旧、市道区画線復旧計画に基づき、平成31年度に中央線の引き直しの工事を行うというふうに確認しております。

また、29年度におきましては、その北桜側のほう、ちょうどその自治会館のところでございますけれども、そちらのほうの区画線の復旧、北桜側のほうを交差点の中で行っております。

また、これは2月13日なんですけれども、1月の下旬から2月上旬にかけて、市内の横断歩道の消えているところの一斉の点検を生活安全課のほうでかけております。こういった関係がございまして、北桜の自治会館前の横断歩道の表示が半分消えているということを確認しておりますので、こちらのほうも2月13日、守山警察署のほうに復旧のお願いを我々のほうから申し入れております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 山崎敦志議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。なかなか私に相談されても警察署まで行く勇気がないんで、こういうところで申し上げて申しわけございません。

それでは、大きな題目の2つ目、地元になりますんで、8号バイパスの工事についてなんですけれど、お伺いしますとは書いていますけれど、今、工事、妙光寺地先から三上地先のバイパス工事、順調に進んでおります。もう水路の変更工事とか橋脚工事等の基礎、その周辺の土砂の関係も順次順調に進んでおります。耕作時期をちょっと考えていただきたいものがございます。今、工事期間中の農道の車両の通行どめがされております。住民より、生活道路、どうしてもお買い物に行くのに軽自動車走ったりとか自転車とか、いろいろあります。それと、農作業、やはり妙光寺地先、三上地先と分かれていますけれど、耕作されている方は入りまじっておりますんで、ちょうど工事期間通行どめの期間は農閑期であって、また春から復活するというようなことは言われているんですけれど、あくまでも道幅広げることなく、地域の方としては軽トラ、農作業機器が通れるような道幅にさせていただかなければ、農機具を野洲のほうを回ったりとか、もう少し三上の狭い道を回って走らないかんというような問題ありますんで、バイパス開通、側道が通れるまでは、ある程度の、もとの対向するような道ではございません。今までの道幅の農道を確保していただきたいというような要望が出ていますんで、関係部署、国のほうにそういうふうな要望をしていただきたいなと思いますんで、よろしく願いいたします。

○議長（矢野隆行君） 都市建設部長。どうぞ。

○都市建設部長（小山日出夫君） それでは、山崎議員の御質問でございます。バイパス工事期間中の市道中畑大中小路線の車両通行どめについてお答えをさせていただきます。

国道8号野洲栗東バイパスにつきましては、平成29年度から本格的な工事に着手をされておりまして、妙光寺・三上地先におきましてはボックスカルバート工、擁壁工等が行われておりまして、工事車両の往来が多いということから、通行者の安全を最優先に考えさせていただきまして、市道中畑大中小路線の一部を歩行者及び自転車のみ通行可能としておる状況でございます。

このことにつきましては、地元説明会におきまして御理解をいただくとともに、広報やす10月号において周知を行い、対応させていただいているところでございますが、車両通行どめについての苦情等、直接の問い合わせにつきましては、現在のところございません。

来年度以降における市道の仮設道路による農作業車の通行が可能かどうか、現在のところ決まっておりませんが、事業進捗及び安全確保を踏まえながら、国において検討をさせていただくように強く要望をしていきたいと、このように考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 山崎敦志議員。

○2番（山崎敦志君） ありがとうございます。

どうしてもバイパス工事、市長も早期開通目指して、地元の協力をいただいております。ただ、やはりいろんな、工藤議員もございましたけれど、地元説明会のあるときに、やはりどうしても国道事務所の関係ないしは施工のところの関係の説明がメインでございますけれど、やっぱり地元との窓口というのは国・県、国道事業対策の部署という、所管は受けるほうになると思うんですけれど、やはり地元の意見を担当者ないしは窓口がしっかり聞いていただく。そこで、ちょっとこれは国の事業だから、本来国の事業ですから余り市が言えないと思いますけれど、住民の声として、市からの要望じゃなくて、住民の声としてそういう声を伝えていただけるように今後もしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（矢野隆行君） お疲れさまです。

○議長（矢野隆行君） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明9日から3月22日までの14日間は休会といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(矢野隆行君) 御異議なしと認めます。よって、明9日から3月22日までの14日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のために申し上げます。来る3月23日は午後1時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。(午後3時36分 散会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成30年3月8日

野洲市議会議長                    矢野隆行

署名議員                        立入三千男

署名議員                        東郷克己